

平成28年3月14日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと創生課 小 野 清 人 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成28年3月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	7番 吉富 隆	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町税滞納対策について 2. 町道八枚碓線について 3. 上峰町総合戦略について
2	3番 田中 静雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請願採択された三上北道路整備について 2. 町道路線への認定について 3. 消防車格納庫の整備について
3	2番 吉田 豊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援 2. 採択された請願事項の取り扱い 3. 農業振興策 4. ふる里創生 5. 高齢化社会への挑戦
4	8番 大川 隆城	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性にも不妊治療助成を 2. 町のゆるキャラの制定はどうか 3. 人事評価制度について 4. 選挙権が18歳からとなったことに対して、町としての取り組みは 5. 地域の中の子育て環境づくりについて 6. 八藤遺跡の整備計画は 7. 町木「椿」の植栽計画はどうか 8. 鎮西山の管理、植栽等はどうか
5	1番 向井 正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空き家対策について 2. 企業版ふるさと納税について 3. 町の活性化について 4. 特殊詐欺について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（碓 勝征君）

日程第 1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7 番吉富隆議員よりお願いいたします。

○7 番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきますと思います。

本当に 1 年たつのが早いものでございます。あつという間の 1 年であったかなと思っております。特に、私もこの壇上に立つのが 53 回目になります。しかしながら、12 月定例会からテレビカメラが入りましたので、なおさら緊張しております。その中で、私は 1 年半ほど前から議員の一人として悩み事が非常に多くございました。この案件はどうしたらいいだろうか、この問題はどうかというので、1 年半ほど悩みに悩んで、今も悩んでいるところでございますが、その中で、ことしになって助け船が参りました。間接的ではございましたけれども、吉富議員、おまえはだめだよと烙印を押していただきました。その方には、有識ある人でございますけれども、ありがとうございますと、しっかりせろよというようなことだと受けとめをいたしましたので、きょうからは是非々と、いいことはいい、悪いことは悪いとはっきり申し上げていきたいというふうに思っております。

その見分け方については、どこを基準にしていこうかなと、これもいろいろと考えてまいりました。生産性向上ということで仕分けをして、いい、悪いかをきちっとしてまいりたいというふうに思っておりますので、議会に対しても、行政に対しても、その旨、発議をさせていただきますというふうに考えております。

前置きはその程度で、質問に入らせていただきます。

町税滞納対策について、第 1 点目に質問をさせていただきます。

その中で、町税滞納額の前年度との比較についてお尋ねをさせていただきます。この比較については、26 年度と 27 年度の 2 月いっぱい程度でいいかなというふうに思っておりますので、明快な回答をお願いしたい。税務課だけではないと思います、滞納問題については、やはり私たちの町についても、まだまだ財政厳しい折にあらうかなというふうに考えておりますので、その辺についてお尋ねをしてみたい。

それから、今後の滞納対策の進め方でございます。どのような考え方を持ってあるのか、対策はどうかというようなことでお尋ねをしております。資料もいただいておりますが、非常に個人、法人と仕分けをしてみますと、個人のほうでは、27年度の3月1日、6日と比較してみると、若干動きがあっているようでございますが、その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それから2番目に、町道八枚碓線についてでございますが、道路の拡幅及び地盤改良の計画はないのかということでお尋ねをしてみたいと思っております。

この碓地区については、上峰町で一番低い地域に当たります。と同時に、この八枚碓線については、道路が狭くて離合場所もない。それと、地盤改良については、クリーク側に物すごく下がってきております。危険度が非常に増しているように思います。建設課におかれても、道路状況についてはパトロールをされているものと思いますので、その辺についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、大きく3番目でございますが、上峰町総合戦略についてでございます。

この上に地方創生というのが頭でございます。その中で、総合戦略についてお尋ねをいたします。

その中で、1点目として、トレーニングファームの創設についてお尋ねをさせていただきます。

予算書を見ますと、トレーニングファームの創設については、予算化を若干されておりますので、この件については計画があるだろうと思っております。予算化してあるのでね、その辺についてお尋ねをします。

2番目に農業関連技術拠点誘致について、どのような農業関連技術拠点ということをお尋ねをされているのかどうかをお尋ねします。

それから、3番目についてでございますが、バイオマスエネルギー産業誘致についてでございます。これは1社ということで計画をされているようでございますので、どのような産業誘致をされるのかお尋ねをしますと同時に、進捗状況はどうかということをお尋ねさせていただきたい。

4番目に、交流拠点（道の駅）の設置についてお尋ねをさせていただきます。これも同じく、進捗状況、計画等々についてお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、農産物加工施設の整備についてでございます。これも、どのような計画を、どこにこういった施設をつくりたいのか、どのような進捗状況になっているのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

特にこの1番から5番までは関連がございますけれども、小さく分けて質問をさせていただきたいというふうに思います。

なお、去年の12月定例会については、総合戦略ができ上がっておりますので、その中から

抜粋して質問をさせていただきます。総合戦略には教育問題等々まだほかにもいろいろとあるようでございますが、時間の都合上、農業に関連した分野だけを質問させていただきますので、明快な御回答をよろしくお願ひし、統括質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（碓 勝征君）

7番議員の一般質問につきまして、町税滞納対策についてということで、要旨の町税滞納額の前年度との比較について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、7番吉富議員からの質問事項1、質問要旨第1項目めの町税滞納額の前年度との比較についてという御質問にお答えをいたします。

報告数値に関しましては、直近である2月末現在の現年度分と滞納繰越分を含む収入未済額の比較といたしまして、条件を同じくするため、2月分の口座振替分は算入いたしております。1千円未満の端数は切り捨てて報告をいたします。御理解をお願いいたします。

それでは、県への報告税種でございます主要4税、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税でございますが、それぞれ28年2月末の収入未済額、昨年27年2月末の収入未済額、差し引き増減額の順で申し上げます。

個人住民税、28年収入未済額、65,427千円、27年は61,870千円、差し引き3,557千円の増。

続きまして、固定資産税、28年、103,727千円、27年が117,340千円、差し引き13,613千円の減。

軽自動車税、28年、1,382千円、27年が1,375千円で、差し引き7千円の増。

国民健康保険税は、28年、72,526千円、27年は72,381千円で、差し引き145千円の増でございます。

4税の合計で申し上げます。28年、243,062千円、27年、252,966千円で、差し引き9,904千円の減という状況でございます。収入未済額は、前年同期比で約10,000千円減少をしているという状況でございます。

あくまで、これは調定額自体も前年と比較しますと下がっておりますので、10,000千円減っておると言いつつも、余り変わらないというような状況ではないかというふうに思っております。

なお、個人住民税は給与等からの特別徴収分の2月、3月分は入っておりません。

また、国民健康保険税は普通徴収分の第10期分である3月分、それは入っておりません。

また、年金からの特別徴収の2月に入る分、こちらのほうも集計時点では、まだ納期未到来でございますので、この分に含まれております。未収金として含まれております。

最終的な決算における未収入金の見込みにつきましては、前年とほぼ同水準ぐらいではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま税務課長から詳しく説明をいただきましたけれども、できれば、26年度の滞納額が幾ら、27年度は2月末で出れば、2月末までの27年度について、総額でお示しができればお願いしたい。

○税務課長（坂井忠明君）

まず、26年度の一般町税における収入未済額につきましては、決算でございますが、決算の時点では、47,860千円が一般町税の分としての収入未済額でございます。滞納繰り越し高ですね。

27年度現在につきましては、先ほど申し上げたように、まだ……（「総額でいいよ、総額で、どっちも」と呼ぶ者あり）一般町税、総額で先ほど申し上げた47,865千円が、26年度に取れなかった分、26年度から27年度に繰り越した分ですね、という形になっております。

27年度につきましては、ちょっと今のところ、まだ調定自体が動いておりますので、はっきりした額としては申し上げられませんが、昨年度と同程度で進捗しているものというふうに考えていただいたら結構かと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

資料をもとにお尋ねをしたいと思います。

27年度の3月6日現在で資料をいただいております。1日と6日でいただいております。27年度については、若干まだ動きがあるだろうと思っておりますし、出納閉鎖5月31日まで動きがあると思っておりますので、27年度につきましては、なかなか難しい点があるのかなと、5月31日の出納閉鎖がどういうことを果たしているのかというのは、僕は理解しているつもりでございますが、いろいろ問題等々あるだろうと思っております。

徴収の仕方についても、普通徴収については、住民税なんかは4回に分けてあるわけですよ。1回滞納しても、滞納なんですね、これは。最後が1月だと思っております。1月まで、1月末では住民税については全額払えばいいというものではないということを理解しております。議会では条例化しておりますので、5月31日、出納閉鎖までとなっております。そうしないと、納税証明書には出てこないんですよ。そういうふうで理解をしております。

しかしながら、個人の滞納額については、1番から20番まで資料要求をしております出てきております、個人と分けてですね。そうしますと、50,000千円弱、四千七、八百万円の滞納があるということで理解してよろしいでしょうか。

○税務課長（坂井忠明君）

あくまでも決算といいますと5月末になります。現年度分につきましては5月末、滞納繰り越分については、一応、決算時期が3月末で締めますので、その時点での未収入金というの

が、結局、滞納繰越分という形になりますので、その時点で滞納という形になります。

また、考え方といたしましては、納期がございます、各税につきましてですね。その納期内に入ってこなかった分につきましては未収入金という形になり、また、滞納という形でもございます。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

1項目はこれでよろしいですか。

○7番（吉富 隆君）

毎年、一般質問、3月にこの滞納問題を質問させていただいております。そういった中で、去年の3月もしております、同じように資料要求をさせていただきました。その中で、1位から20位まで、個人でやっぱり41,240千円程度ございました。それから、法人につきましては6,280千円程度ございました。そうしますと、資料から見ますと、全然動きがあっていない。あっていないんですよ。そのままなんです。やはり税金を汗水流して働いて納めていただいております町民の皆さんは、九十数%の方がそうしていただいております。残りの数%は、こういった形になっておりますし、大変な金額であろうと思います。

27年度についても、まだ動きがあるにしても、50,000千円弱あると、26年度の決算額にしても、それだけの金額が動いていない。この対策については、非常に難しい問題はあるとしながらも、やはり財政困難の中で、職員の方々にはお骨折りをいただいております。ことしは県のほうにも1名派遣をして、一緒になって滞納対策を考えていくということもお聞きはしております。しかしながら、何年たっても下がらない。右肩上がり状況下にあります。

と申し上げますのが、個人の1位なんか8,668,500円と資料をいただいております。その中で、今までの私が質問した中で、5,000千円という人が2人はいたんですよ、個人で。それは半額になっています。個人で8,600千円で大きな金額ですよ。全体では、滞納額で1億円超していると思います、1億円。これは何とかせんばいかんと思います。

そういったことで、鋭意努力をお願いしたいというふうに強く要望をして、この1点目を終わらせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

2項目めの今後の滞納対策の進め方について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

7番吉富議員からの質問事項1、質問要旨第2項目めの今後の滞納対策の進め方についてという御質問にお答えをいたします。

まず、滞納整理計画について申し上げます。

基本的には、毎年6月中に作成します滞納整理方針及び年間業務計画に沿って、当該年度

の滞納整理に当たることになります。これは、各市町の目標徴収率を達成するための取り組みの指針という位置づけでございまして、各市町の計画案は、事前に県による内容確認やヒアリングを終えて策定を行うものでございまして、これが町の滞納対策の指針となるものでございます。

先ほど申し上げた年間業務計画につきましては、策定が6月になります。その関係上、年度がわりの4月早々に過年度の滞納繰越分の未納額等が決定した段階で、課の内部で年初の進行管理というものをを行います。滞納者個別の納付状況、また、生活実態、資産などの調査結果をもとにしまして、滞納整理の方向性を決めまして、後々の進行管理につなげることといたしております。これを4月に行ってまいります。

次に、徴収体制について申し上げます。

本町は、28年、29年、両年度2年間、各1名を佐賀県滞納整理推進機構へ派遣をいたします。4月に滞納者に対し、機構への引き継ぎ予告書を送付した上で、一定数は派遣職員が専任的に滞納整理に当たることになります。平成25年以降、3年ぶりの職員派遣となります。さまざまな滞納整理の手法をその職員が習得をされて、多くの滞納案件で効果が上がるよう、こちらのほうも期待しております。

また、毎年2月、3月の確定申告の時期につきましては、収納係を含む課内全員が申告業務に従事しております。この時期の収納率の低下というのが課題でございまして、年間を通して、その派遣職員が徴収をいたしますので、切れ目のない対応が可能となるというようなことも利点かと思っております。

今後は、派遣職員が十分に能力を発揮できるようにバックアップをするとともに、滞納整理推進機構との連携を密にしながら、長期的な視点で徴税職員の資質向上を図りながら、適切かつ迅速な滞納整理に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

個人につきましても、法人化されている方についても、同様なことでされるものというふうに思っております。3年ぶりに職員を、県に教育の目的として派遣をされるようでございますが、なぜ3年ぶりなのかですね。というのは、やはり今まで努力したけれども、横ばいであったと、だから教育に出して、もっと滞納問題に携わっていきたいというのが趣旨であろうかなと思っております。と同時に、職員数の問題もあるだろうし、いろいろな問題はそこにあるだろうし、小さか町の一番欠点であろうと思います。と同時に、確定申告の時期は仕事できないわけですから、これは毎年そんなことは、執行部のほうから説明をいただいております。理解するものの、法人化について、どうしても住所がわからない、どこにおっかわからん、破産したというようなことについては、議会からも落としなさいよと言ってきておりますよね。その件については、どうなんでしょうか。それが1点ですね。

それとですよ、まとめは税務課でやるんですが、各課にも滞納問題というのはあるだろうと思うんですよ。税務課ばかりにお任せじゃいけないと、各課にあるはずですよ、どこも。そういった連携については、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

まず、居所不明者、破産されたり、いろいろおられます。その方につきましては、まず、居所を特定するための調査等いたしまして、最終的にわからないと、あるいは住民票の職権削除をされるとか、いろいろ例がございますので、それはそれで対応してまいり、最終的には不納欠損という形になるかと思えます。

また、その方が事前に分割納付誓約等をされておりますと、時効のほうは延長してまいりますので、その辺もいろいろ考え合わせながら、適切な方法で処理をいたしたいというふうに考えております。現状としては以上です。

また、各課との連携という御質問がございましたが、基本的に個人情報でございますので、なかなか連携と申し上げても制限がございます。ただ、国保税に関しましては、その給付の主管課のほうですね、健康福祉課のほうと、その資格面も含めまして、お互い、例えば、滞納者が見えた場合の情報については、当然、健康福祉課のほうも国保税の徴税吏員できますので、そちらのほうにつきましても、給付面と絡めまして、あるいは資格面絡めまして、連携を図りながらやっておるところでございます。

なお、ほかの課につきましては、例えば、住宅使用料等ございますが、そちらにつきましては、明確に個人情報がございますので、難しい面ございますが、一応、担当職員間でいろいろと細かいやりとりにつきましてはやりながら、その滞納者の、できるだけ各課が所管しております税とか使用料等につきましても減少させるような形で持っていつているところがございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

不納欠損については、しっかりした調べをいただいて、その旨対応していただきたいなというように思います。ただ、各課との連携はできないというようなことで判断してよろしいですか。

何ていうんですかね、担当課ごとで今やっていますよね。総まとめを税務課でやっているんで、税務課で出てきていますから、1番から20番まで出ていますよね。総額も幾らで出ています。そういったことは、きめ細かい連携をとる必要があるのではないかと、個人情報については、名前を言わなければできんではなかろうかというふうに思います。

というのも、切通地区に法人でありましたが、長年の懸案事項でありましたけれども、これ、名前出ていますよね、議会でも、はっきりと。あれは、かなり武廣町長御尽力いただい

て解決済みですが、そういったことにならないような法人化についてはやっていただきたい。個人については、余りにも金額が大き過ぎる。だから、やっぱりそこら辺については、税務課だけではなくて、担当課でもしっかりと取り組んでいただきたい。

今、ふるさと納税で、新聞では上峰町何とかわくわくとかいう新聞記事が出ておりました。住民の皆さんは20億円も寄附金があったなら財政は大丈夫だろうもんという勘違いをされておりますので、やっぱりそういったことも含めたところで、啓発、啓蒙は必要であろうと思います。

それから、担当課の人たちにもお尋ねをしたいところではございますが、時間の都合上、ちょっときょうは控えさせていただきますので、担当課に滞納対策については、きちっとした形で御努力をお願いしたい。そうしないと、幾ら町長が切り詰めた政策をしても、足かせになるわけですよ。全然動いていないから、1億二、三千万円あるはずよ。それ、動いていない。だから比較をお尋ねしたんですが、動いていないでしょう。

大変難しい問題とは思いますが、税務課だけじゃなし、担当課もぜひとも部下とお話をされて、滞納問題に着手をしていただきたい、御努力をさせていただきたいということを強くお願いして、私のこの第1項目については終わらせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

2番目の町道八枚碓線について、要旨で、道路拡幅及び地盤改良の計画はないのかという質問に、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。7番吉富議員の町道八枚碓線についてということで、道路拡幅及び地盤改良の計画はないのかという御質問でございます。

この路線につきましては、八枚地区から江頭鉄工所さんを経由いたしまして、碓地区を抜けてみやき町へと続く2級町道でございます。延長につきましては1,122メートルほどございます。

八枚地区におきましては、おおむね4メートルの確保をしておるところでございますが、その鉄工所付近のほうから南にかけてのみやき町までの区間につきましては、4メートル未満ということで、先ほど議員おっしゃいましたように、離合はなかなか窮屈だということで、車のすれ違い等につきましては、待避場なり、また、ほかの道路に待避されている道路状況でございます。現在、舗装関係につきましては、地域住民のほうから町のほうに補修の要望が上がっておるところでございます。

御質問の道路拡幅と、それから路盤改良につきましてでございますが、現在のところ、計画としては持っておりません。ほかの町道との、大字前牟田なり江迎のほかの町道との路盤改良の観点からいたしましても、早急にしなければならない箇所、状況ではないかというふ

うに思っておりますが、その必要性につきましては、議員おっしゃいましたように、下がっているというところもございまして、必要性は感じておるところでございます。

今後といたしましては、制度調査等々を一昨年、調査しておりますが、舗装の荒れ、それから亀裂がある箇所は認識しております、その舗装の改修の指示が町のほうからもあっておりますので、新年度に、また段階的ではございますが、舗装の改修をまずは行っていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

質問事項に対しては、計画はないということの御回答だったと思います。

建設課長さん、あなたたちも上峰中を網羅してパトロールされていると思うんですよ。それと同時に、亀裂だけを修理はするような計画のようでございますが、路盤改良を何で僕は言っているかという、あそこ水路側で物すごくひずみが出てきております。下がっております。拡幅をして離合場所ができるような形をとっていただきたいというのは、江頭鉄工所のところは、江頭鉄工の敷地と道路、区別がつかないよ。ようっと見てくださいよ。どこばあなたたちはパトロールしているの。現場、見てくださいよ。

議員の皆さんも月に一回パトロールやっています。あらゆるところを見ています。やはり財政的なものもあるだろうと思うし、一気にしなさいということではない。計画を立てて、2年なり3年なりでもいいんじゃないですか。あれだけクリーク側に下がっているのは、恐らく区画整理をしたときに、あの道はああいうふうになったんだと思います。地盤改良というのはできていないですよ、半分から、クリーク側は。そうでしょう。

だから、お願いで質問をしているんですが、町として一般質問でお願い事をしてできないということであれば、請願書よりほかにはないわけですから、6月にすぐ出すように、地域の方をお願いをせざるを得ない。地域からのお頼み事でございますので、ぜひとも今後頭の中に入れていただいて、そして拡幅、通学路、福祉バスも通っています。と同時に、坊所城島線の江見の交差点が開通しましたよね。朝、あそこは物すごく混むんですよ。だから、もう1つ、東の橋のところから碓さい入ってくるんですよ。朝は多いですよ。調査してください。

そういったところもございまして、去年は大雨ということがなかった。おとしはありました。ことしはまだわかりません。上峰地区で一番低いところ、碓集落の方、あそこでストップ、家から出られない状況下に、大雨のときはすぐなるところなんですよ。だから、拡幅をお願いして、やっぱり1メートルか1メートル50拡幅すれば、簡単に離合もできるようになるだろうし、と同時に、そこ、若干の道路を上を上げていただきたい。大水のときでも、歩いてでも渡られるようにしていただきたいなと思っております。碓地区、一番困っていますからね。それと、江頭鉄工と町道との境もきちっとしていただきたい。あそこ、見てくだ

さいよ、そうなっていますから。だから、地域の方のたつてのお願い事でございますので、その辺について、いま一度、課長のお考えをお尋ねします。

○建設課長（白濱博己君）

この路線の中で、実は平成16年、17年ごろに県営の土地改良事業のほうで、水路側の整備をされております。その工事のときに、簡易舗装というふうなことでしていただいた分が、今、亀裂をして、ところどころ下がっているということで、のらんかいのバスなり、それからまた、迂回路、今後につきましても、神北線の開通なり、また迂回路ということで、交通量につきましても多くなるということで予測をしておりますし、また、私どもパトロールをやっておる中で、先ほど御指摘の江頭鉄工所付近につきましても、舗装等と道路と、それから宅地等の見境というところでわかりにくいかと思っておりますが、町道の管理ということで境界ははっきりしておりますが、今後また、鉄工所等とも打ち合わせして、わかる場所解決をしていきたいと思っております。

議員御指摘の拡幅につきましては、計画は現時点ではございませんが、必要性ということで、今後につきましても、交通量なり、それから地区等の要望なり、結構下がっているというふうなことで不便をかけているということで承知をしております。今後につきましても、緊急度なり総合的に勘案して、ほかの計画と照らし合いながら検討して行って、上司のほうに報告し、今後の計画につきましても判断を仰いで、計画につきましても検討していきたいということで考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

何とか前向きな考えをいただきましたので、期待をしておきたいなというふうに思いますが、ぜひとも、江頭鉄工と町道のところは、くいはあるとしながらも、見てくださいよ、どこからどこまでが地主さんと町道の境というのは、あるようでないですね。物すごく凹凸もございまして、それと含めたところで拡幅等々についても、地盤改良等々についても、ぜひともやっていただきたい。

財政的なものもあるだろうけれども、計画を立てていただければ、地域の方も、ああ、やってくれるんだなと、安心もされるだろうというふうに思いますし、6月議会前までに何らかの形をつくっていただけないとするならば、6月にはもっと厳しく追及をしてまいりますので、その旨、頭の隅に入れていただいて、ぜひともお願いをしたい。あれね、クラックが入ったら、そこから水が入るんで崩れやすくなる。通学路でもあるが、福祉バスなんか、かなりの重量あるんで、そういったことも考慮しながら、きちっとした形をとっていただきたいし、朝早く交通量調べてみれば、すぐわかります。

ほかにも、上峰町歩き回りますと、いろいろな道路状況は、よその町に比べて一番悪いんですよ。当初予算を見ますと、かなりの予算を組んでいただいておりますけれども、もっと

もっと力を入れていただければと、強くお願いをしておきたい。白濱課長、ぜひとも地域を模索していただいて、そして、町長にお願いをしていただきたいというように思います。町長がでけんということはできないんですから、ぜひともその旨、課長の判断でお願いをしたいというふうに思います。

強くお願いをし、2点目の町道八枚碓線については質問を終わります。

○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

3番目の上峰町総合戦略について、要旨1、トレーニングファームの創設についてということで、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（江崎文男君）

議員の皆さんおはようございます。私のほうからは、上峰町総合戦略の中の1番目でございますけれども、トレーニングファームの創設につきまして答弁申し上げます。

平成27年10月に策定されました上峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、お手元の資料3-1にありますように、トレーニングファームの創設をまちづくりビジョンとして掲げているところでございます。

トレーニングファームにつきましては、先ほどの提出資料の2枚目、3枚目につきまして、御説明をしていきたいと思っております。

資料の2枚目、トレーニングファームのイメージとあります。このトレーニングファームにつきましては、就農希望者、新規参入等を地域内外から募集をしていきます。運営イメージといたしましては、町、JA等が設置運営、品目として、地域が重点振興する園芸品目、また、施設の規模といたしまして、研修用施設の設置、受け入れ人数といたしまして、毎年2組程度の原則夫婦等、それと親子とか兄弟とか、そのような形での2人を一組として、基本的には募集をしていっておられるようでございます。

研修期間といたしましては2年間、その研修用の施設でできました売り上げ等につきましては、運営主体に帰属し、今後の運営の費用にしていくというようなのが一般的になっているようでございます。それを2年間していただいて、独立就農というような過程になってきます。

また、それに対するサポートと申しますか、下のほうにありますけれども、ハード・ソフトの補助といたしましては県、指導・助言といたしましては農林普及センター、また、研修生の必要に応じてスキルアップの研修等を農業大学等との連携、そして、市町・農協としては農地の確保、経営用のハウス整備に対する支援というようなこととなります。

また、3ページ目にあります資料につきましては、そのサポートが重要ということで、もう少し具体的に掲げた資料でございます。就農希望者の方がトレーニングファームで栽培、経営ノウハウを習得し独立就農・地域へ定住というような形になっておりますけれども、そ

れに対するサポートが非常に重要になっていきます。そのサポート内容につきましては、まず、就農、移住（住宅、子育て）等に関する各種情報提供、相談対応、これにつきましては町、農業委員会が担当するような形になってくるかと思えます。

また、技術習得に対する具体的な支援、農地の確保、住宅の確保に向けた支援等につきましては、町とJAがしっかりとしたサポート体制を構築する必要があるかと思えます。

また、施設の整備、農地の確保、定住等については、あわせながら、農協の生産部会とも協力をしながら、サポート体制をとっていく必要があり、また、県につきましては、指導、支援等のサポートが重要になってくるかと思えます。

本町にいたしましては、早速、今3月中には東部農林事務所、農業改良普及センター及びJAとの意見交換会を行うための、今現在、準備を行っているところでございます。

また、予算特別委員会でも御説明申し上げましたとおり、平成28年度につきましては、県のトレーニングファーム整備推進事業の予算を活用いたしまして、トレーニングファームの整備に向けました推進活動等を行う事業として検討会議の開催、先進地事例調査の実施等を行い、本町のトレーニングファーム事業計画を策定していきます。

次年度以降につきましては、研修生の募集、指導者の設置、研修施設等の整備等を行う計画でございます。

私のほうからは以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま担当課長のほうから御説明をいただきました。ぜひとも先に進めていただきたいというふうに思っております。

そういった中で、トレーニングファームの創設については、トレーニングファームとは一体何ぞやと、ですね。やはり我々議会におけるといろいろ資料があるんでわかるんですが、上峰町民の皆さんにはわかりづらい点がいっぱいあるであろうと思えます。この目的というのが、28ページに掲載がされております。これ、各地域には、区長さんにでも行ってないだろうというふうに考えます。こういったPRもぜひとも区長会等々通じてでもいいし、生産組合長さんあたりにも御参加をいただいて説明する義務が行政はあるであろうと思えます。

大きなプロジェクトですよ、これ。将来の地域農業を支える人材を広く確保、育成すると書いてあります。就農に必要な基本、基礎的な情報の問題、先進的な農業を体験できるトレーニングファームの設置をするというように書いてあります。Uターンの問題も出てきております。そういったことをやることによって、非常に上峰町の活性化につながるであろうと思えます。やはり中堅クラスの方が農業をやりたいという人は、全国に今、物すごく多いんですよ。そういった教育をここで、トレーニングファームを通してやっていくということだろうと思えます。ぜひともこういったことを進めていただきたいし、いろいろ地域のよその議員さんと話すと、ここまで農業に力を入れている町は上峰町だけであろうと僕は思いま

す。ぜひとも、町長、進めていただきたいですね。

こうして、まち・ひと・しごと創生総合戦略と表に出ましたので、ぜひとも課長、お骨折りをいただきたい。これには予算化してあるんで、ぜひともその予算を通して、議論を進めていただきたいし、議会の皆さんにも報告方もお願いしたいし、議会に報告すれば地域の方にも報告ができるんで、上峰町としては、農業対策、こういう計画があるんだよということをしてPRもしていきたいし、町の活性化につながる、あえて言えば、人口増にもつながるのではないかというふうに考えます。ぜひとも、このトレーニングファームの創設について、前に前に、よその町に負けないような形をとっていただきたい。総合戦略というのが、そもそも町と町の競争ですから、国が大きく地方創生とハンドルを切った以上は、地域はそれに従っていかなくちゃならない。日本で、今、自治体は1,800弱なんですよ、それが競争なんですよ。だから、小さな町だからこそ、これはできるであろうと思います。

ぜひとも、この項については強くお願いをし、1点目については終わらせていただきます。答弁は要りません。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

2番目の農業関連技術拠点誘致について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

皆さんおはようございます。吉富議員からの3項目め、上峰町総合戦略についての2点目、農業関連技術拠点誘致についての御質問でございます。

先ほど来、お話出ております総合戦略でございますが、10月に作成をいたしました。その中のまちづくりビジョン1の新たな産業の拠点づくりということで掲げております。農業関連技術拠点の誘致でございますが、これについては、平成28年度に策定をいたします地域再生計画にのっとり誘致を進めてまいりたいと思っております。

また、総括質問の中で、どのような企業を考えておるのかという御質問でございました。農業機械のロボット化を進める農業機械メーカーを念頭に、先端農業関連産業の生産、研究、そういった施設に拠点として上峰町が名乗りを上げ、企業誘致をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、小野課長のほうから説明したとおりでと思っておりますが、1番のトレーニングファームと、この問題、大きな関連がございますので、担当課同士、綿密な協議をしていただいて、ぜひとも農業関連技術拠点の誘致について、先に進めていただきたいというふうにお願いをしたいと。それで2番目の項は終わらせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番目、バイオマスエネルギー産業誘致について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉富委員からの3項目め、バイオマスエネルギー産業誘致についてでございます。

ことし4月から電力の小売化が全面的に自由化になります。さまざまな企業が電力の小売について手を挙げておりますが、このエネルギー源としても、バイオマスは将来のエネルギー問題の解決の一助となるものと考えております。この電力生産の分野でもさまざまな企業が名乗りを挙げておりますので、当町で誘致できる企業があるものと考えております。現在は進捗としては進んでおりませんが、今後、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、小野課長から御説明をいただきまして、進捗はないということでございますが、非常に、きょう傍聴者の人たちも、これ関心持ってあるんであらうと思います。今、小野課長の説明から見ますと、バイオマスを発電所の誘致だと、名前は出なかったんだけど、そうであらうと推測ができます。まず、そういうふうにとってよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、まちづくりビジョン1の中でバイオマスの生産拠点ということで上げておりますが、発電所に特化したということでは現在考えておりませんで、さまざまな分野のことを考え、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、小野課長が申し上げられたのには、大きな疑問が出てきますよね。このまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に1社で載っているんですよ、1社。1社だったら決まっているじゃないですか。さまざまな企業と、こう言われるけど、そうじゃないでしょう。違うんですかね。僕は、バイオマスを使った発電所の誘致ではなかろうかなと、こう思いました。大変すばらしいことであつですよ、これは。唐津市が新聞に堂々と載りましたよね。日田にもあります。要するに、どんどんこういったことが進んでおります、電力の自由化に基づいて。今、小野課長、電力の問題も言われたんで、ああ、発電所をつくるのかというふうに僕は理解しましたが、恐らくこれは間違っていないと思いますよ。もうはっきりと言ったほうがいいんじゃないですかね。そうしか考えられないよ。いろいろとこう、総合戦略の中に書いてある。非常に担当課長では難しい面があるかなと思いますが、できれば町長のお考えをお尋ねしたい。

○町長（武廣勇平君）

ただいま吉富議員の御質問に対しお答え申されたことにつきまして、補足を申し上げさせていただきます。

この地方版総合戦略に書き込んでいる以上は、内閣府の認定を受けなければいけないという流れになってまいります。今回、第1弾の認定を受けた地域につきましては、地方版総合戦略の認定を受けると同時に、地域再生計画の提出を前提にされておりまして、地域再生計画、これ、モデルケースが5つございますけれども、地方都市型、農山漁村・過疎地域等型、地元地域資源活用型、広域地域資源活用型、産業集積活用型という5分類されたもののケースの一つとして認定を受け、それによって企業版ふるさと納税を原資に、さまざまなプロジェクトを実施するという運びになってまいります。

本町は、昨年10月に先ほど江崎課長が申し上げました総合戦略について策定を終えたところでございます。これから国のほうで認定を受けるにつきましても、平成28年秋口以降であるということは確実、最短でもそれ以降になるという中で、そのバイオマス産業施設については、これからも、これまでも、お話については、さまざまな選択肢の中から考えていくべきだという可能性を残しておく必要があるという考え方で、先ほどのような答弁になったことと思います。

まずは、町としての総合戦略の認定をいただくということに全力を投球していきながら、その間に、このバイオマスだけではなく、以下、御質問にあります内容についても明確化していく必要があるというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長の考えも、すっきりは僕はしなかったんですが、総合戦略につきましては、国の認定を受けなければならないというようなことも私も承知はしております。しかしながら、これ、先に進めようと思えばできるんですよ。よその町がやっているの、できるはずなんです。これから先は、町長の御努力次第でできるんだろうと思います。大きな問題とはしながらも、上峰町にとってすばらしいアイデアだと思います。これがもし、できたときに、どういうことがあるかという、かなりの大きな農業に対しても影響が出てくるであろうと、熱が出ますもんで、その熱を利用した農業体系というのは大きく変わるであろうというふうに考えます。極端に言えば、夏の野菜が冬にできることになります。

そうすると、うちの町にこういった発電所がもしできたとするならば、よその町はうらやましがるでしょうね。そういったことにもつながる。農業の活性化にもなる。町の活性化にもなる。ぜひとも、堂々ともうバイオマス発電をつくるよと、計画をしますよと、やっていきますよと、そういう計画のもとに動いていただいて、結果は後ろからついてくるんですよ、いろいろな問題、まだあると思うんで。そういったことを、ぜひとも28年度については予算化をしていただいて、いろいろな協議の場を経て、進めていただければなと思います。

こういう考え方というのは、10市10町の中で、うちの町だけだと思います。町長、素晴らしいアイデアを持ってされようとしているのが、うちの総合戦略ではなかろうかと思いますが、ぜひとも堂々と旗上げをしてやっていただければなと思います。強く強くお願いをしておきます、町長に。

それでは、このバイオマスについては終わらせていただきます。お願いをしながら、終わらせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

4番目、交流拠点（道の駅）の設置について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉富議員からの4点目、交流拠点（道の駅）の設置についてという御質問でございます。

この道の駅構想については、現在、国土交通省の補助、また、県の補助等などを研究している段階でございます。今後、策定していく地域再生計画で、企業版ふるさと納税を受け付けられる地方自治体ということ国から御認可いただけるよう努力していきながら、この道の駅計画については努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

本当に素晴らしいアイデアを持ってある町であるなと思っております。ぜひともこの道の駅についても、佐賀県の東部には大きな道の駅はございませんので、ぜひともうちの町で進めさせていただきたいというふうに思っております。大変難しい問題もあるかなというふうに思いますが、ぜひともやっていただきたいし、バイオマスの話もできれば、品物はどんどん入れられるようになるわけですから、人は自然と寄ってくるであろうと思います。いろいろな問題あるとしながらも、関連でございますので、どこか1つ欠けると全部だめになるとかいうふうなことじゃなくて、やはりやっていただきたいと思っておりますし、地域の人が集まる場所というふうになるだろうと思います。

いろいろと、これ、考え方を書いてあるんですね。道の駅が地域、生産者、就業者と消費者、大きな関連があるわけですから、いろいろな人が集まる中で、さらに4つの機能、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能、雇用創出機能によって、観光交流にもつながるということを明記されております。大きく上峰町は、これで変わるだろうというふうに考えます。これも、ぜひ町長やっていただきたいですね。担当課は大変忙しいとは言いながらも、ぜひともこういった取り組みを、表に出た以上はやっぱりやるべきだと思いますし、こういう問題については、及ばずながら力をできる限り協力をしてまいりたいと思っておりますし、これを進める前に、どこに拠点を置くかというのが先に来るといいます。どこの地域が一番上峰町にとっていいのかどうか、これ、トレーニングファームからいろいろ関連していますよ

ね。そこに一極的に集中的にそういう場所をつくるという計画だろうというふうに思いますので、ぜひとも、この計画についても、町長さんにお骨折りをいただきたい。国との関連につきましても、やはり町長が行かないと信頼性がないですもんね。担当課よりも町長さんが行ったほうがいいというふうに思います。

ぜひとも国関係には、副町長さん、お見えになっているので、大きな力になるだろうと、ぜひとも副町長がいる間につくり上げていただければというふうに思います。

よろしく願いをし、この項を終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

5番目、農産物加工施設の整備について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉富議員からの5番目、農産加工物施設の整備についてという御質問でございます。

この点につきましても、先ほどの道の駅と同様でございます。現在、補助金等の関係を研究している段階でございます。総括質問の中で、どこにというような質問がございましたが、それについても検討中ではございますが、先ほど答弁申し上げました道の駅と同一場所に設置するのが一番いいのではないかというふうなことで考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私の質問が1番から5番まで全部関連があります。この農産加工物というのは、これがないと何もしないんですよね、何もできない。農協さんが20億円かけてカット工場つくりますよ。だから、ここの中にも道の駅と同様、同じ場所だと、トレーニングファームも一緒の場所がいいだろうと思いますし、農業関係については全部関連があります。どれが欠けてもできないんで、ぜひとも関連事業としてお進めをしていただきたい。予算化、予算化と言われるけれども、きちっとした形ができ上がっているんで、早く国のほうに申請をお願いして、いち早く認定をいただけるようお願いをしたい。町単独でできる問題ではございませんので、ぜひともいち早く、この総合計画というですかね、これを国のほうに認定いただけるように御努力をお願いしたい。

どうでしょう、町長、総合的に、今後どのようにやっていきたいという策があれば、町長のお考えをお示ししていただければと。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

まさに先ほど申し上げているとおり、この地方版総合戦略を認定いただくための努力をする必要があるということが、まず、第一義的に必要ではないかというふうに考えているところなんです。その間は、まちづくり協議会等、議論のベースになる舞台をしっかりと整えながら、

そこにおきまして、総合戦略の実現性について、会議体を持ち、議員御指摘のバイオマス等についても、さまざまな地域内の声を集めていくことと並行して、今、シティマネジャーとして国から来ていただいている副町長ですが、さらなる人員の充足等を国県にお願いをしていく必要があるということで、これはもう既に働きかけております。

なるべく地方版総合戦略を実現するために適した具体的な体制づくりというものをいち早く考えていくこと、それと加えて、今、認定を受けるまでの間にできる要望であったり、まちづくり協議会等の議論のベースとなるプラットフォームをしっかりとつくっていくことをやっていくことが、この時期における、今必要な対応ではないかというふうに考えているところでございます。ぜひとも、どうぞ御理解をいただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

はっきりと町長が言われるような段階を踏まなければならないというのは、百も承知をしております。その中で、いろいろな協議会というのが必要であろうかなと、住民の声も聞く、そういった組織づくり、いろいろな方、有識者を入れたところでの協議も必要だろうと思いますが、議会終了後、もう早速取りかかっていたきたい。そうしないと、やっぱりよその町も、町と町の競争であるのは、もう言うまでもないことです。どこもいろいろな問題等々やるだろうと思いますので、国に働きかけはよその町よりもいち早くやっていただくということが第一であろうと思いますので、ぜひともそういったことについては、町長、先頭になってやっていただきたいし、副町長が国からお見えになっておるんで、いろいろな役所の中に顔がきかれると思いますので、ぜひとも町のために、一生、副町長さんがいるわけではないだろうから、いる間御尽力をいただければなど、非常に重要なポストになるし、いい人材、副町長に来ていただいたと思っておりますので、ぜひともこの総合戦略の中に農業対策を、よその町にないようなシステムをつくられているんで、ぜひともやっていただきたい。

もうここで、これだけ私が言うぎ、傍聴人の方も、ある程度わかりよるごたっ、いや、まいっちょ、こういう考え持っているよというのは、恐らく口ずさんで広がるであろうと思いますので、行政はもう逃げられないですよ。ぜひともやっていただかないと。

また、やるにも慎重に議論を重ねていただきたいし、町の活性化について御尽力をいただければなどと思います。これが町長の一番の大事な、町長になられての仕事になろうかと思えます。ぜひとも御尽力をいただきたい、ぜひとも進めていただきたい。これを、やっぱり議員の皆さんも力をかしていただけるであろうと思えますし、また、このほかにも町長、仕事はいっぱいあるわけですね、総合戦略の中で。

まず、教育問題、僕はきょう言っていないので、教育問題もあります。福祉の問題もあるでしょう。しかし、きょうはあえて農業問題だけを質問させていただきましたので、ぜひとも総合戦略を成功させるために、早急に組織を立ち上げていただいて、早く国のほうに申請方をお願いし、私の総合的な質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

た。

○議長（碓 勝征君）

7番議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩したいと思います。御異議ございませんかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

11時5分まで休憩。

午前10時49分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。

次へ進みます。

○3番（田中静雄君）

皆さんおはようございます。私が町会議員になって丸1年になります。昨年の3月にもこの質問台に立ちましたけれども、きょうは、ちょうど昨年の3月にも質問した内容で質問をしていきたいと思えます。議長さんから質問の機会を与えていただきましたので、ありがたく思っております。

では、進んでいきます。

質問内容、請願された三上北道路の整備について。

先ほども言いましたように、1番として、現在の進行状況はどうなっているのか、どの辺まで進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

2番目に、今後の取り組み方針は、行政としてどういうことが考えておられるのか、御質問をいたします。

次に、質問事項2番目として、町道路線への認定について質問をいたします。

先ほども言いました請願道路の3本の道路がありますが、その1本の道路は、現在は農道といえますか、耕作道路になっております。この耕作道路、農道といえますか、これの町道への認定は考えておられないのか、その辺をお伺いいたします。

同じく町道路線への認定について、(2)として、三上南公務員官舎B棟西側の約100メートルの道路が、今、私有地のままでございます。この道路の町道認定についてもお伺いをいたします。

次に、質問項目3として、消防車格納庫の整備についてお伺いをいたします。

第1部の消防車格納庫は、きれいな環境、きれいな設備が完成しつつあります。そこで、第3部の消防車格納庫が非常に手狭になっているということは、行政の方々も御存じかと思

います。そこで、第3部の消防車格納庫の環境改善について、必要ではないかということで質問をいたします。

(2)として、消防車格納庫の移転の考え、第3部の格納庫でございますが、これの移転の考えはないのかどうか、これもあわせて質問をいたします。

最初に申し上げたとおり、この三上北地区の道路整備については、1年前の3月定例議会、それ以降、何らかの進展があるものと考えております。どうかその辺の進展ぐあいをあわせて期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

3番議員の一般質問でございます。1番目に、請願採択された三上北道路整備について、要旨の1、現在の進行状況はどうなっているのかということでの執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番議員の1番目、請願採択された三上北道路の整備についてということの1点目、現在の進捗状況はどうなっているかという御質問でございます。

この件につきましては、町といたしましての整備関係につきましては、従来から申しておりますとおりに、補助率の高い防衛関係での補助ということで考えてきておりますが、状況につきましても、その方針につきましては変わっておりません。

この三上北南北1号線についてでございますが、昨年6月と7月に九州防衛局並びに防衛省ということで、議会の先生方々も御同行いただきまして、同じ請願路線、これは三上変則5差路ということで、町道下津毛三田川線の東西の道路と一緒に、三上北の南北線を通っている1号線につきまして、避難道路の計画を採択ということに向けて要望してきたところでございます。

現在につきましても九州防衛局と協議中でございますが、この2つの路線の整備につきましては、採択というのがまだ確定ではございませんで、不透明なところも多々あることは、九州防衛局のほうからもお話がっておりますが、この路線につきましても引き続き防衛省の担当と採択状況を見た上で、今後、上司とも協議しながら、今後の判断を仰いでまいりたいと考えておるところでございます。

御案内のとおり、平成21年9月の採択ということで、時間がかかっていることを大変申しわけなく思っておりますが、まずは南北の道路を優先にということで考えております。今後につきましても、鋭意継続して交渉に望んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、昨年、防衛省また九州防衛局、あちらのほうに補助率の高い補助でやってくという考えだそうですけれども、このことについては、武廣町長も変わらないと

思っています。

では、町長に1つお伺いをいたします。

請願された道路整備の施工に当たっては、請願採択された順番に施工していくという考えは、いつか私も聞いたことがあります。今でもそういう考えを持っておられるのかどうか、町長にお伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

道路整備の考え方についてのお尋ねでございました。

まず、繰り返し申し上げておりますのは、補修、改修に伴うものにつきましては、道路性状調査等の調査結果をもとに、できるだけこれに沿ったところを基本にし、加えて議会含めた住民の皆様方からの要望を総合的に勘案して行っていくということであると同時に、もう1つつけ加えて申し上げていると思いますけれども、従来からですね。できるだけ費用対効果を考える上で、民間等の開発要望であったり、あるいは補助金等の適用ぐあいであったり、事業費が町負担の持ち出しが少なく済む形であれば、それを優先することは、その考え方の範囲として含んでおりますので、その点は過去の議事録等にも掲載されていると思います。

基本的には、議会の皆様方の請願を順番どおりやっていくということに、判断の変わりはありません。

○3番（田中静雄君）

私は、過去に地区の総会での出来事でもありましたけれども、この件については、町長にじかにお話をしたことがございます。地区の総会で、当時、請願書を提出した時期というのは、非常に財政的に困難な、今までより以上に困難な時期であったろうかと思えます。

そこで、地区の住民から、そんなに上峰町の財政が苦しいのであれば、直接福岡の九州防衛局に行ってください。いや、それがだめだったら、小郡に行ってくださいという御意見がございました。そこで私は考えたんですけれども、一区長が頭越しにそういうところに行っても、門前払いを食らうんじゃないだろうか。それと、頭越しに私が行くわけにはいきません。やっぱり行政をお願いをするしかございませんということで、ちゅうちょいたしまして、実行には移しませんでした。

それで、もう1つ、本当の話か、うわさかわかりませんが、この道路施工に当たっては、自衛隊の方々に訓練という目的で何とかできないだろうかという地区からのある方の御意見でございましたけれども、行政としても、そういう考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（碓 勝征君）

3番議員にお尋ねですけど、2番の関係を含めての回答ということでよろしいですか。

○3番（田中静雄君）

いや、これは2番の今後の進め方ではございません。

○議長（碓 勝征君）

わかりました。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番議員の請願当時での御努力ということで、昨年来からの議員の言葉でも承知しておるところでございます。

先ほど、自衛隊のほうからの訓練ということでの作業なり、工事なりということでございます。今現在、自衛隊のほうから、そういう自衛隊員さんの部外の工事、道路というふうなことでは、そういうメニューがあるということで御紹介を町のほうには出していただいております。今、検討をさせていただいております。今、検討をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

地区の住民からの、自衛隊さんの訓練という目的で道路整備をやるということについては、費用的には非常に助かることだと思いますけれども、一抹の心配が私にはありました。というのは、道路整備をする場合には、それぞれ金額の大きさによって、土木施工管理技士の1級になるのか、2級になるのか、その辺は定かではありませんが、そういう道路整備をする場合には、品質管理、それとか出来高管理——それと工程管理、そういうさまざまなものが習得された土木施工管理技士が必要だと思います。その土木施工管理技士も、上峰町の場合はどうなっているのかわかりませんが、一般的には張りつけていなければならない。二股、三股かけてもらっちゃ困ると。必ず工事中はそこにおらなきゃいけない。そういうことで、いろんな土木施工をやっているのが現実じゃないかと思えます。

そこで、そういうようなさまざまな管理、土木施工管理技士が、本当にそういう人たちがおられて、任せられるのかどうか、その辺も加味して、まだ正式な返答はないかしらんけれども、自衛隊さんにもしするんだったら、そういうことも考えて施工してもらいたいと思えますけれども、そういう考えも今のところはございませんか。

○建設課長（白濱博己君）

自衛隊の訓練ということで、先ほど自衛隊の部外の土木工事というふうなメニューを紹介されて、今、検討をしているということでございますが、この自衛隊につきましては、昨今、例えば災害なり、また支援なりということで、全国各地に自衛隊員の訓練ということを目的として、工事されていると聞き及んでおります。その工事内容につきましては、自衛隊員のほうも専属の部署ということで、そういう専属の免許を持った方々の現場監督さんなり、設計施工につきましては携わっておられるというふうなことは聞いております。

今後につきましても、三上北の地区へのというふうなことだと思いますけど、それができるものかどうか、また、自衛隊として、その路線が訓練としてふさわしいものかどうかということも踏まえて、今後、照らし合わせていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ありがとうございました。施工に当たっては、いつになるかわかりませんが、抜け目のないように、後からこうしておけばよかった、ああしておけばよかった、これはだめだったということのないように、ひとつその辺もよく吟味してやってもらいたいと思っております。

先ほど課長さんのほうからお話がありましたけれども、具体的には、まだ返事というか、防衛省のほうで採択されたとか、そういうことはないということですが、昨年、何回か中央のほうに行かれたと思います。私は行っておりませんが、そのときの先方の受け取り方、どうでしたかね。感想だけでもいいですから、お聞かせいただきたいと思っております。

○建設課長（白濱博己君）

昨年7月20、21日ですか、上京して防衛省のほうと要望していただきました。その内容につきましては、話につきましては、計画をする際には、よろしく願いますということでございまして、その話につきましては、九州防衛局、福岡のほうにもいち早く話が行っているようでございました。

この件につきましては、先ほど申しましたように、2つの路線、基本は以前から坊所城島線から下津毛を通して、三上を通して、吉野ヶ里町に行く下津毛三田川線と一緒に、先ほどの三上北南北1号線の縦道を含んだところで、昨年はぜひということでも要望してまいりました。この件につきましても、2つの路線ということと、防衛関係、駐屯地の災害関係での避難における理由づけなり、また、今後、道路ということで、採択の明確な回答はまだ正式にはもらっておりませんが、その件につきましては、町の誠意は伝わっているというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

課長さんも御存じだろうと思っておりますけれども、この請願書を提出したのは、1つは、全部とは言いませんけれども、生活道路なんですね。そこで、この請願を提出した3本の路線、ほぼ全域にわたって下水道配管が通っております。下水道配管は通ったものの、その上のほうがそのままの状態です。

この請願書は、平成21年5月14日に提出をいたしました。同年9月17日に、議会で採択をされました。ことしで丸7年になろうかとしております。この7年の間に署名捺印をしてもらった方々、その中にはもう既に他界をされた方が数人おられます。これからも世代がだんだん変わっていきます。高齢化社会になって変わっていきます。そういう方々が日の目を見ることがなくて他界しておられます。

それと、この請願書を提出した一つの大きな理由として、三上地区には川がございません。

雨が降ると、その水が北から南のほうに、そのいろんな土地を伝って南のほうに流れていくような格好になっております。ということで、雨水の排水が完全ではないわけです。

課長さん御存じのように、去年は非常にいいことで、大雨が降りませんでした。一去年は梅雨どき、それから台風の時期、その時期に、正確には回数はちょっと定かではありませんが、4回か5回は水があふれて、あるところの民家には靴を履いて通れないというところもございます。この辺は、課長さん既に御存じであります。

だから、その辺も解消するために、ぜひとも今まで以上に中央のほうにも働きかけてもらって、何とか現実のものになるようお願いしたいと思います。この辺は、次の項目になりますけれども、そういう私の希望を持っております。どうか一つの形になるようお願いをいたしまして、この項目については質問を終わります。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、今後の取り組み方針はどのように考えているのかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番議員の2番目の、今後の取り組み方針はどのように考えておるかということでございます。

議員おっしゃいましたように、本当に大変重く受けとめております。以前から申し上げておりますとおりに、防衛の補助ということで協議をさらに加速させていきながら、私どもも努力させていただきたいと考えております。

先ほど3路線というふうなことでありますが、そのうちに南北の道路、三上北南北1号線につきまして、縦道約500メートルございますが、この件につきましてが、順番的にはいち早くしなければならぬ路線じゃなかろうかということで認識しております。

その中で、三上地区に、北側につきましては排水関係で、中ほどから西へと、それから東へということで排水的には流れるようになっておりますが、空洞化ということで、縦の道の整備の際にも、道路の側溝につきましても、大きさ等々はそう考えていかなければ問題じゃなかろうかと考えております。

ほかの2路線、北側の道路なり、また、先ほどの農道につきましても、防衛の補助ということではできないと思いますので、その推移を見ながら、県の、国の社会資本整備の補助金に乗っかる形で、今後、計画をしていきたいということで、建設課として思っておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

この項目につきましては、先ほども私の希望といいますか、要望的なことをお願いしましたので、くどくどと言いませんけれども、できるだけ早く、先ほど言ったとおり、現実のものになるようにひとつお願いをして、この項目の質問も終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

2番目、町道路線への認定について、要旨1、請願採択された三上北の東西道路（農道部分）の町道路線への認定の考えはないかという質問です。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

3番議員の2番目の町道路線への認定についてということで、1番目、採択された三上北の東西道路（農道部分）の町道路線への認定の考えはないかという御質問でございます。

この路線の中で、3路線のうち1路線ということでございますが、その前に、北側の東西の三上2号線につきましては、平成4年6月議会で町道認定をされております。それから、南北の縦道ですか、三上北南北1号線の縦道は、平成14年6月に町道認定をされております。残る先ほどの農道関係ですね、名義は町有地ですけれども、公衆用道路、延長約310メートルでございますが、幅員2メートルにつきましては農道でございますが、現在、町道ではございませんで、認定はしておりません。

町道の認定の考えはないかという御質問でございますが、請願当時に隣接関係者から、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、道路の提供ということで、同意は7名の方ですかね、いただいておりますのでございまして、町道の協力体制につきましてもあるということで認識をしております。

この3路線の中で、先ほど答弁しましたように、路線の整備の順番的に申しますと、確定的なことではございませんが、最後の整備になるのではないかと予想されます。ということで、現在につきましては、ほかの2路線等々の整備状況を見ながら、認定の時期につきましては判断を仰いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

では、町道に認定する場合、町道の認定のいろんな条件というんですかね、あると思います。突然言いましたから、たくさんあると思いますけれども、頭の中に今入っている部分だけでも結構です。どういう条件が満たされれば町道に認定されるのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

町道の認定の条件といいますか、御指摘があった分でございますが、上峰町道規則ということで持っておりますが、その中で、町道の認定の条件という項目がございます。その中で、新たに町道認定をしようとする場合につきましては、まず、各地区関係権利者の地元

の区長さんを初めとして、地域振興を目指すため、最低でも4メートル以上を確保するように推進を図っていただきたいというふうなことで、そのほかにも、最低でも4メートル以上の分を延長70%、7割ぐらいは確保するというふうなことでなっている分でございます。

それと、袋小路につきましては、原則認められておりません。

それから、工事関係につきましては、用地ですけれども、区長さんのほうで関係者分を取りまとめた分で、用地買収につきましては全面的に協力していただいて応じるということというふうな項目があります。

それから、新たに追加工事及び交渉事がないことということでございますが、工事につきましては、町で認定後にするというものでございますが、認定した後に何か問題点とか、交渉事とか、多額の負担がある分につきましては、その基準には至っていないということでございます。

そのほか問題点が生じた場合につきましては、区長が責任を持って処理に当たることということで、地元の区長さんなりのそういう要望等を記入した分が、町道認定の条件という項目に挙がっている分でございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

請願書を提出した際に、今の農道といいますか、耕作道路、この辺の、何百メートルありますかね、ちょっと定かじゃありませんが、ほとんどの方の地権者の署名と印鑑、サインをもらっております。1件だけもらっていないです。その方は、土地が狭くなるからという御意見でございました。

それで、私はまだまだ先のことになると思うけれども、土地が狭くなるんだったら、その狭くなった分を隣の地主の方に譲ってもらえんだらうか、もしそうなった場合に譲ってもらえんだらうかということで、その地主の方には、私は個人的に了解を得ております。それで、それだったらいいでしょうという返事ももらいました。しかし、実際には署名捺印はされておられませんけれども、それは実際にもうちょっと突っ込んで、最終段階に入ったときに、また話し合おうという話で終わっております。ですから、もうほとんどの方の署名捺印をもらっております。

そこで、私がきょう質問項目として挙げたのは、先ほど予算特別委員会でも説明がありましたけれども、ひとつ三上じゃないですけども、南のほうの西峰東西3号線というのが町道認定ということで提案をされました。だから、悪いんですけども、私は西峰東西3号線の町道認定には大賛成でございます。上峰町発展のためにはぜひともやってもらって、いずれは人口減対策の一つの方法だと自分は思っております。

そこで、あそこの西峰東西3号線が町道になって、私は、三上地区から出た請願書の農道の部分が何でならないのか、非常に疑問に思っております。提出したのは、先ほども言いま

したけれども、平成21年5月です。随分さきのことになります。それが町道の認定に上げられないということは、西峰東西3号線とどこが、どういうふうに違うんでしょうか。御説明をお願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

西峰東西3号線の話が出ましたが、仮称ですけれども、今議会で町道認定の上程をさせていただいております。今の三上北の農道の件は何でできないのかというふうな御質問でございますが、この件につきましては、3路線ある中で、事業の進捗状況を見た中で、ある程度の見通しが立った段階で町道認定をしておるといふような状況でございます。この件につきましては、ほかの町道認定、工事的には、町といたしましては、例えて申しますと、今、堤の1号線、2号線等々を社会資本で整備した際にも、一緒に事業の見通しが立ったといふようなことで、基本的には町道認定をしているところでございます。

西峰東西3号線につきましては、事業の見通しといふようなことでは、まだ確定的なことではございませんが、ある程度の工事の見通しということにつきましては、先ほど議員、ちょっとおっしゃいましたけれども、自衛隊の部外の道路等々の御紹介ということでありましたけれども、その路線につきましては、あそこが該当をするのではないかということで、自衛隊のほうからも、まだ確証的なことではございませんが、紹介をいただいております。そういったことも含めまして、3号線等につきましては上程をさせていただいております。

この北の農道につきましても、時期的には今議会ではないかと思えますけど、この件につきましては、町とそういう事業の進捗状況を見ながら判断を仰いでいきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁では、いずれ話が煮詰まってくる段階には、もちろん町道認定の話も出てくるというお話だろうと思えますけれども、何せ整備をしていこうと思ったら、まず、町道じゃないと、上峰町行政もやってくれないんですね。そいけん、前もって町道に認定してもらっても、何もおかしくないんじゃないかと自分では思っています。

ですから、この町道認定の部分についても、先ほどの請願道路の道路整備も含めて、変則5差路もあわせて、今まで以上に中央、防衛省とのお話を進めてもらいたいと思っています。この項目についての質問は終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、三上南公務員官舎B棟西側100メートルが私有地だが、町道路線認定の考えはないかという質問です。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

質問の2番目、三上南公務員官舎B棟西側100メートルが私有地だが、町道路線の認定の考えはないかという御質問でございます。

この件につきましては、ちょうど下津毛三田川線の中ほど、上峰タクシーさんの倉庫がありますが、その倉庫から南へ約100メートルでございます。以前、西峰住宅があったところまでの十字路だと認識しております。この地区の道路を含めて西側の地域につきましては、昭和55年ごろに民間企業による開発によりまして、整備がされております。そのこの道路につきましては、開発道路ということで位置指定道路になっておりまして、土木事務所に確認をしておるところでございますが、この名義でございますが、北側半分の約50メートルは、当時の開発業者のままの状態でございます。南側につきましては、町のほうに寄附をいただいて、今現在は上峰町有地でございます。その後、その開発業者が数回にわたって会社の称号を変わられておりますが、その経営等々で平成8年6月ごろに会社が倒産といえますか、解散をされておられて、今、会社は存在していない状況でございます。

町道路線の認定の考えはないかというふうな御質問でございますが、現在、土地の所有名義が個人の場合は、認定は今のところ、町としてはしておりません。そういう例ですと、例えば、町が事業のために何らかの形で買収するか、それとも、寄附等々をしていただいて、町名義になった後に認定しておるというふうな状況でございます。そのために、町有地としたいところではございますが、会社がないというふうなことで、現段階ではちょっと難しいのではないかとということで現在に至っている状況でございます。

ただ、この件につきましては、いろいろほかの市町の参考事例とか、今、聞いておられて、県なり、専門の弁護士の先生等々に、そういった場合はどういった方法があるかということも含めまして、今後、その判断を仰ぎながら対応したいということで考えております。この土地につきましては、登記簿謄本等々をとらなくてはなりません、解散したまま、倒産したまま、例えば、抵当権があるんじゃないだろうか、ないんじゃないだろうかというふうなことも含めて、今後、調査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

あの道路は、先ほど課長さんのほうから説明があったとおりでございます。とって、未来永劫いつまでも町道にならない、そのまま——ちょっと言い方は悪いですが、手をつけられない、町道にも認定されないということでいいものか、これはよくないと私は思っております。

それで、どういう障害があるかということを一つ二つ挙げさせてもらいたいと思います。

あの道路は、吉野ヶ里下津毛線の三上のちょうど真ん中の、坊所児童公園へつながる唯一の南北の道路なんです。ほかに南北につながる道路はありません。三上南の地区の中ですよ。

ありません。唯一の道路なんです。交通量も非常に多うございます。

そこで、あそこには、夜はもう車がずっと駐車してあります。中には離合に支障を来すような状態もあるわけです。何とかありませんかということで警察署の巡査さんにも相談しましたけれども、あれは私道で手をつけられませんという返事でございます。できないんです。とかいって、行政のほうにお尋ねをいたしました。それで、今度は住民課の方に——住民課の担当になりますかね、環境係になりますかね、ちょっとわかりませんが、警察の方も対応してくれない、その当時、行政のほうも、あそこは私道だからできませんということなんです。

それが、いつまでもほっておいていいものだろうか自分では思っています。横には田んぼがあります。農業機械、トラクターが入ってきます。そこで、ぎりぎりにとめられますと、車に傷を入れないだろうかということで非常に心配をされて、そのたびに何とかもうちょっとよけてくださいということで、各個人の持ち主の方によけてもらってトラクターが入っています。特に梅雨どきになりますと、代かきをしますね、田を植えますから。そのときに、車を汚しはしないかということで、田んぼの方は非常に心配をしておられます。冷や冷やしながら農作業をされている状態であります。

そういうことで、今、何らかの方法でいずれはやっていきたいということでございますので、それまでに上峰町として、その駐車をされている方々に対して指導はできないものかどうか、その辺をお伺いいたします。どの担当の課になるかわかりませんが、該当する課長さん、お願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

おはようございます。ちょっと突然で、しかも、土地が個人有地というお話でございますので、即答はできかねます。ちょっと研究をさせていただきたいと思っておりますし、そういう協力が駐在さんあたりにしていただけるようであれば、回っていただくとか、そういう御協力をお願いしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（碓 勝征君）

一般質問の途中でございますけれども、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

13時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。

3番議員の途中でございました。

○3番（田中静雄君）

それでは、引き続き質問させていただきます。

先ほど総務課長のほうからの言葉の中で、突然言われてもちょっとという感じの答弁じゃなかったかと思います。あそこによく駐車されている方がかなりの数おられますが、あそこがふえたのは、もともと坊所児童公園に駐車場がございます。あそこも駐車禁止という看板が立っていました。ただども、あそこで資源物の回収とか、駐車場の隅のほうでですね、一番東のほうでやっておりますけれども、ずっと車が駐車している関係で、資源物回収にも支障を来すような状態です。それと、大島産業さんが来られても、車のとめるところさえ苦労するという事態がありました。

そこで、その当時、企画課のほうに、あそこは駐車禁止になっているんだから、もうちょっと住民に知ってもらうために、何か方法を変えてくれませんか、看板をもうちょっと大きくするなり、みんなが見られるようにしてくれませんかということをお願いをして、今、駐車禁止の大きな看板が2つぐらい立っていると思います。その影響があって、大字坊所児童公園の駐車場は、今、とめている方はおられません。その方々が、先ほど申しました私道のところに流れ込んでいったわけです。

それはそれとして、あその私道というのは、ここ数年前になったわけでも何でもないんです。西のほうの高杉団地が建設されて、それからずっと私道のままだんですね。それで、休憩前にも質問しましたが、行政としても対応してくれないということで、今までに問題があるということは認識されていたと思いますけれども、行政のほうに相談したことがなかなか、今、総務課長から言われたように、急に言われてもということになってくると思います。横のつながりができていないんじゃないんでしょうか。どうでしょうか、答弁をお願いします。

○建設課長（白濱博己君）

道路法という規制がなかなかできないということで、私有地ということもございますが、道路の形状的に公衆用道路ということで変わりはないかと思っております。

私、この私有地につきましては、最近、知りました。大変申しわけございません。

先ほどの答弁のとおり、私が現場に行ったときにも駐車されておりました。交通規制等につきましては、道路じゃございませんので、先ほど答弁しましたように、あの路線が100メートルの中で一部50メートルが私有地、その私有地の相手方も、今現在存在しない会社で

ございます。

ということで、県なり、先ほど申しましたように、弁護士さんのほうにこういう事例を紹介し、できれば、対応いかんによりましては町道認定もできるのではないだろうかというふうなことも私思っておりますが、早急に相談し、今後の対応を図っていき、町道になりましたならば、名義が変わらなくても、道路法の制限がございますので駐車はできないと、そういう道路法での規制がかかってくると思いますので、今議会が終わりましたならば、早急にそういう対応をし、今後の方針を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

あそこの道路は、くどくどと言いますけれども、既にのらんかいバスも多分、何の抵抗もなく通っていると思います。あそこの私道といいますかね、私有地、これも今、白濱課長から言われましたけれども、何らかの法的なことの勉強をされて、ぜひとも早急に対処してもらうように、ひとつ要望をしておきます。

今まで道路のことばかりについて質問いたしましたけれども、1つ要望というか、お願いをしておきます。

三上北といわず、西峰から三上南はもちろん、西峰のほうですけれども、道路というのはかなりふぐあい箇所が多うございます。本当、人口もふえて、子供さんたちが側溝に落ちはしないだろうか心配されることがいっぱいございます。

そこで、町長に1つお願いをいたしておきます。

町長の都合ができるときでいいですから、丁寧に説明をいたしたいと思います。どうか町長みずから足を運んで、現場を見てもらいたいと思います。要望をして、この質問は終わりといたします。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番目、消防車格納庫の整備について、要旨の1、第3部の消防車格納庫が手狭で、環境整備が必要ではないかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、3番目の消防車格納庫の整備についての要旨1番目、第3部の消防車格納庫が手狭で、環境整備が必要ではないかという田中議員さんからの御質問にお答えをしたいと思います。

町の消防車格納庫、その格納庫の運営といいますか、維持管理につきましては、地元の消防団の各部にお任せをいたしておるところでございます。したがって、その施設整備等に関し、地元といいますか、各部からの御意見や御要望というものがある場合につきましては

は、その時々、部長様が集約をして、町の消防団の幹部会議等が開かれておりますので、そういう際に御提案がなされるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

第3部の消防団について、格納庫についても何らかの問題があるということは、総務課長さんも既に認識されていることと思います。この問題については、過去にも同僚議員からの質問がされています。この一般質問の中でも、これからも同僚議員が質問されるようでございますけれども、第3部の消防団員の方々、あそこには、第3部のほうは便所がないんですね。それで、便所はどこでしょうねと尋ねると、小便はその辺でということでございます。その辺でということですから、どこでしょうか、それは想像に任せますけれども、便所がないんです。それと、水道がないとは言いませんけど、あります、水道の蛇口が。それも格納庫の外に1カ所、蛇口だけがあります。そこに水ためというか、そういうものがあるわけでもありません。もちろん、消防車の格納庫の中には、炊事場にある流しも全くございません。

そういうことですが、各分団と比較しても、第3部の消防団員の方が一番多いんですね。かなり多いんです、ほかの部と比べても。何とかやっぱり早急に環境整備を整えてもらいたいと思います。

そこで、町長の、これから何とかしなきゃいかんと私は質問していますので、その意気込みを、いかがでしょうか、町長、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま御指摘の消防団3部の格納庫についての問題点の、まず、整理が必要だと思います。また、意見につきましては、先ほど総務課長が申しました施設等に関する御意見、御要望等ある場合、部長の集約をもって幹部会議で一蹴される後に、私としましても適切に判断していきたいというふうに思っております。

○3番（田中静雄君）

ありがとうございます。先ほど言いました生理的な現象が起きた場合ということで、もう1つそれに沿って実情を言いますけれども、小便はその辺でやっていると、それなら大便是どうしとるんですか、大便是ふるさと学館の便所を借りています、またはコンビニの便所を借りています、それでもだめな場合、自宅に帰って用を足しますという状態でございます。

そこで、そういう状態はいつまでも続けるわけにはいかないと思うんで、環境整備のほうは考えていきたいということでございますので、早急に実現されるように、ひとつ要望をいたします。

この項については、質問を終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨の2、消防車格納庫の移転の考えはないかという質問でございます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、2番目の消防車格納庫の移転の考えはないかという田中議員さんのお尋ねに、私のほうからまずお答えをしたいと思います。

1のほうで申し上げたとおりでございますけれども、仮に——仮定としてでございますが、お尋ねのような話が部長さんのほうから正式に持ち上がって、提出をされたというふうになりますと、町の消防団の幹部の方、正副団長、それから、関係する部の部長さん、副部长さん、そういった方たちと、それから、3部でございますと、大字坊所の区長さんたちに集まってお話を聞いて、まず、そういう話し合いをしていただく場を設けるというふうになるかと思っております。その後は、その話し合いの進捗によって、今ちょっとあそこではというお考えなのかなという気はしておりますが、そういったこともおのずと御意見が出されるものというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

消防団の幹部の方々、特に第3部の方々の提案があった時点で対処していくというような御答弁だったと思っております。

それで、消防車の格納庫というのは、できるだけ大通りのほうが適当ではないかと私は思います。大通りに出ていくということが適当ではないかと思っております。私は、それは移転するとかまだ決まったわけではありませんけれども、移転する場合には、一つの要望として申し上げたいと思っております。

土地から買って整備していこうと思うたら、また大変なお金がかかると思っております。それで、私個人の考えでございますが、上峰中学校体育館の道路を挟んで北側、あそこに駐車場がございますけれども、あの一部でも、あそこは上峰町の土地だと思いますけれども、あそこに格納庫を移転するとか、そういう方法も一つの考えじゃないだろうかと思っておりますけれども、総務課長さん、どうでしょうか、ひとつお答えをお願いします。

○総務課長（北島 徹君）

1部のほうが学習棟の裏と、そういう意味で、新たに購入した土地じゃないところに建てかわるというようなことを考えて、議員さんそういうふうにおっしゃったというふうに思いますので、私個人としても、あそこは移転とすれば有力な候補地になり得るとは思いますが、今まであそこに、上坊所地区にあるということも、いろんな区長さん同士の話というか、調整もありませんが、大字全体の中で一番適地をまず今回は考えようという話し合いが成り立てば、そういった意味が成立すれば、確かにとおっしゃるとおりだというふうに私も思います。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

まだ消防団の幹部の方々とか、第3部の消防団の方々の意見がまとまっている段階ではございませんので、はっきりしたお答えができないのは当然でございますけれども、この項目については、いろんな問題がございますので、できるだけ早く環境整備をしてもらって、移転するなり、今の格納庫の環境整備も含めて、できるだけ早く対処されることを望んで、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

○2番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。それでは、通告の順に従って質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項として、子育て支援を対象に、まず、その1、タブレット端末購入助成はできないかという項目でございます。

私は、議員就任以来、助成できないかとお尋ねをしてきておりましたが、小野前課長のときには、私立学校との不平等が生じるということで、卒業祝い金としてなら考えられはしないかというお答えをいただいております。しかし、12月において、現事務局長の考えは、多数の学校教材を含めると200千円を超えるようなタブレット端末になると、その中で、保護者負担は50千円ということだから、十分に保護者への支援は済んでいるものと私は考えるという答弁をいただきました。200千円する品物を保護者負担が50千円で済むのだから、これ以上は必要ないというふうにもとれるようなお答えでしたが、しかも、50千円からさらに保護者負担は35千円ぐらいで済むようにもなっているというふうなお答えをいただきました。しかし、その35千円がままならない家庭があるという私の指摘に対して、奨学金などの貸付制度、分割払い制度、そういう制度も県で準備されているから、そっちを使いなさいというふうなことも言われたと思っています。

そのことについて、ちょっと角度を変えて考えたんですが、子供の貧困について、経済的に最も影響があると思われるひとり親世帯の町内の状況がどうなっておるのか、具体的に、まず町内にはひとり親世帯が何戸あるか。その中で、母子世帯と言われる世帯が何戸あるのか。さらに、それらの世帯の年間所得が幾らというふうに認識されておるのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、2番目として、学校給食の無料化はできないかということで項目を掲げておりますが、現時点で県内の自治体で無料化を実施されておる自治体が何カ所あるか、お尋ねをしたいと思います。

3番目として、保育所と幼稚園の就園補助金の新設ということで掲げておりました。しかし、予算特別委員会において、ある程度理解できるような回答をいただきましたが、再確認の意味で、簡単に結構ですので、御答弁をいただきたいと思います。

それから、質問事項の2番目といたしまして、採択された請願事項の取り扱いという項目で、仮称西峰東西3号線のその後ということで、今議会に町道認定の議案が提出されております。恐らく認定いただけるものというふうに私は考えておるんですが、改良舗装についての工事予算が要求されていないわけですが、今後のスケジュールに、いつごろに改良工事、舗装までできるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、3番目といたしまして、農業振興策として、6次化に向けた取り組みはという項目で掲げております。

まちづくりで、交流拠点の設置として道の駅構想を発表されましたが、農業関連企業の誘致による6次化の推進を図ると言われておりますが、その進捗状況がどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、質問事項の4として、ふる里創生の1番目として上峰町創生の基本的な考えをどのように考えておられるのかということです。

その中の2番目として、人口減少対策はどうなっておるのか。将来人口は、過去上峰町では1万人が一番適当な人口ということで長年目標人口を設定しておられましたが、今回、人口減に進んでいくというふうな中での創生室としての人口をどの程度に設定されて、そのための具体的な行動をされるかをお尋ねしたいと思います。

関連してきますけれども、その土地利用計画が企業誘致を含めてどのような計画をお持ちになっておるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、4番目として道の駅構想、その後ということで、位置と規模についてお尋ねをしたいと思います。

それから、次のページに、5番目の質問事項といたしまして、高齢化社会への挑戦で、親子3世代同居の推進方法について何か考えておられるかどうか。それについて、以上お尋ねをいたします。

○議長（碓 勝征君）

2番議員の一般質問でございます。子育て支援、タブレット購入助成はできないかという質問でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。今、2番吉田議員のほうからお尋ねをいただきました子供の貧困という関係からお尋ねでございます。ひとり親世帯の数、母子世帯の数、年間所得は幾らあるのか、御質問が私のほうでしたので、私のほうからお答えしますが、私、その資料については知るすべがございませんので、今持ち合わせておりません。

私のほうから一つ御案内できるのは、準要保護という制度を私のほうで担当させていただいております。こちらは、子供の貧困によって世帯の所得が赤字になる家庭において学校の給食費とか修学旅行とかを補助しておるものです。これにつきまして、中学生で予算で計上

しておりますのが、中学生全体で21名を予算として持つておるところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

知るすべがないので、資料がないということでございますが、佐賀新聞の報道によると、母子家庭の年間平均収入が1,000千円から1,500千円未満が約30.4%、上峰町におけるひとり親世帯の状況を30.4%で割り戻していきますと、ひとり親が100名、子供が148名いるのは、さきの予算特別委員会で報告がなされた数字だと思いますが、それを148名中45名が1,000千円から1,500千円未満の年間収入の世帯であるというふうな数字になると思います。

さらに、ことしの2月22日付の佐賀新聞では、子供の貧困状況は16.3%、平均6人に1人という数字が報道されました。しかも、高校に入学しても、家計を助けるためにアルバイトが忙しく授業に追いつけなくなり中退するケースも出ていると。このような報道を参考にしてみても、私は何かの手を差し伸べる必要があるというふうに思いますけれども、どのように教育委員会事務局長として思われるか。

新聞の報道がそうであっても、上峰のひとり親世帯が特に母子世帯では収入もこれぐらいありますよと、子供の貧困率はこのような状況であります、したがって必要がないということであれば私は納得しますけれども、少なくともそういうことでありますならば、アンケート調査ぐらいはして、そして、このタブレット端末に対しての助成は必要ないですよという、そういうふうな説明に持って行っていただかないと、なかなか私では納得できませんので、その点についてどのような考えを持たれるか、お答えをお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

準要保護の申請を見るときに、母子世帯の方、確かに所得が1,000千円以下の方は多くあります。申請が来られると大体そういう世帯でありますので、準要保護の認定に流れていくところでございます。

そういう子供の貧困については、それぞれ準要保護であるとか、その制度、補助、制度がありますので、そういうところを活用されていると思っておるところでございます。

タブレット端末の購入については、またアンケートという御提案でございますが、中学3年生を全体に、例えば家族、保護者宛てにアンケートをとることは可能だと思います。可能だと思いますが、それ一つをもってアンケートするということまでちょっと考えておりませんでした。これについては、また議員と一緒に協議をしてさせていただければと思います。ありがとうございます。

○2番（吉田 豊君）

私が言いたいのは、融資制度があるからそっちを使えとか、あなたが今既にもうタブレット端末助成については、その必要がないという上に立たれているように思えるから、そういう具体的な数字でも出さんと納得できませんよということを言っているんですよ。たとえ1

人であっても、1人の子供がそういう状態であっても、あなた方としてはその子供を助けるためにどうするかという方法を考えてもらわにゃいかんわけですね。

先ほども申し上げましたように、家計を助けるためにアルバイトに行く、アルバイトに行くから授業時間が追いつかなくなって高校を中退せざるを得ないと、そういう子供たちを出さないために、たとえ1人であっても何らかの救済措置を考えるのがあなたの立場じゃないですかということを私は言っているんですよ。何もアンケートをとれというのが目的じゃない。あなたの頭の考え方をもう少し変えなさいと、今の高飛車な上から目線であなたか考えるようであれば、私に言わせてもらうならば、適当な職場じゃないというふうにはしか私は考えません。

以上です。答弁要りません。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、学校給食の無料化はできないかという質問でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員お尋ねの佐賀県内での給食の無償化の状況について御案内をいたします。

まず、市のほうからです。伊万里市は、小学校1年生から高校3年生までの間に子供が4人以上いる世帯の学校給食を受けている者について、第4子以降の児童について給食費の全額を補助しております。

次に、みやき町、まず27年度から小・中学校同時に3人以上在学する世帯を補助対象として3人目以降の給食を全額補助されております。なお、1子、2子について今年度また議会に提案をされているところでございます。

次に、大町町、28年度より第2子半額免除、第3子全額免除、ひとり親家庭第1子第2子半額免除、ひとり親家庭第3子全額免除について提案をされております。

次に、江北町、小・中学校に在籍する、小・中の1年生及び在学中の3人目以降について給食費の全額を補助されております。

次に白石町、27年度から小学校6年生と中学校3年生の給食費を無償化されております。

最後に大町町（148ページで訂正）、平成27年度より小・中学校で無料化をされております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今、詳しく各市町の取り組みを報告していただきましたけれども、教育課長、教育事務局長として、上峰の小・中学生の子供たちの給食を考えると、やはり主管課の課長としては、これだけの自治体が取り組んできているから上峰も早くせにゃいかんというぐらいの気持ちは持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、先ほどの最後のところ、ちょっと訂正させてください。大町町と言ったようです。最後は太良町でございました。大変失礼しました。

次に、学校給食の無料化、私ども担当者としての考えはということでございます。

まず、学校給食法の中に施設整備や運営費は自治体負担と定められております。そして、食材費は保護者負担と定められております。それを踏まえた上で、各自治体においては補助という形で給食費について何らかの補助をしているという現状でございます。

昨今の給食に係る状況の中で、私も担当として大変申しわけなく思っている中で、給食費の関係については、無料化について検討をしていきたいというふうに思っておりますが、これは予算がかかります。試算をしますと、上峰町の場合、小・中学校で年間44,810千円として試算をいたしました。毎年この予算を、44,800千円を捻出するというにおきましては、今後も慎重に協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

小・中学校を無料化にすると、年間44,810千円が毎年度必要になりますということなんです。これはやり方でどうにでもなるんじゃないですか。私は生活困窮者対策として考えるべきではないかということで、できるならば全校生徒無料が一番いいんですけど、これだけの予算が要るから、上峰町の予算としてはこれまでが限度ですから、例えば低所得者世帯に限っては無料化にしますとか、1子、2子、3子、予算に合わせてどうにでもあなた方は考えられると思うんですよ。それを私たち議会に対してどうでしょうかということで議論をさせていただければ、できる範囲内でできるわけですね。

参考までに、3月11日、おとといの新聞の切り抜きをここに持っていますが、子供の貧困の実態という見出しで、経済的に最も影響があると思われるひとり親世帯の質問に対して答弁がなされておるわけですがけれども、児童扶養手当の対象が13年度446世帯のうち697人、14年度が435世帯で655人、15年度は449世帯で681人、この国の統計でもこれだけ貧困の子供たちがふえておるということなんですよ。だから、その辺をあなた方はいち早く察知して、上峰の状況はこうなんだということを調べて、そして、次の教育の施策を打ち立てていただかなければならないと思いますけれども、いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案ありがとうございます。

まず、私どもとしまして、現条例、手法の中であります準要保護が学校の給食費の補助になります。それをもちまして、さっき3月上旬に小・中学校の児童・生徒を通じまして全世帯に準要保護の制度の案内をさせていただいております。28年度の申請について、今、受け付けをしておるところでございます。

従前は準要保護の全世帯にお配りするということがなかったように思っております。先ごろの子育て支援、国から、また県からの御案内により、この準要保護の制度を広く周知されたいという案内がありましたので、まずもってその準要保護によって給食費の補助をしたいというふうに考えています。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

できるだけ子供たちの幸せに通じるような施策を考えていただきたいと思います。

以上でこの項目を終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨3、保育所、幼稚園の就園補助金の新設はという質問です。執行部、答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから吉田議員御質問でございます、質問項目1、子育て支援についての要旨が3番でございます、保育所、幼稚園の就園補助金の新設はという御質問でございます。答弁をさせていただきます。

現在、厚生労働省所管でございます保育所につきまして、現行の保育料の設定は市町村民税に応じ8階層に段階的な設定を行っているところでございます。その中でも、多子世帯に対する保育料は、第2子は該当階層保育料の2分の1となりまして、第3子以降につきましては無料となっており、保護者の負担軽減を行っているところでございます。

そのような中、さらなる子育て支援策といたしまして、多子世帯における保育料の負担軽減が28年度より実施をされます。改正内容といたしまして、現行、保育の必要性の2号、3号の認定児童におきましては、小学校就学前までと制限されているところではございますが、改正により年収3,600千円未満世帯につきまして、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施という、さらなる保護者への負担軽減を行うものでございます。

また、文部科学省所管となります幼稚園につきましては、現行制度で幼稚園就園奨励費補助の助成制度がございます。この制度により保育料とは、算定の根拠となる税は、市町村民税課税所得割額となりまして、5階層に区分をされておるところでございます。段階的に補助金額の設定がされております。現在は、多子世帯におきましては、小学校3年生まで、要するに年齢の制限が小学校3年生までということで上限が決まっておるところでございますが、については第1子としてカウントをし、第2子以降の保育料につきましては半額、第3子以降は無償ということになっております。第1号認定児童につきましても、28年度改正によりまして、年収3,600千円未満の世帯については小学校3年生までという年齢条件を完全撤廃いたします。第2子につきましては半額、第3子以降については無償化の完全実施とい

う実施をするということになり、さらなる保護者への支援拡大、拡充を推進させるという方向に持っていくということとなります。

私からは以上でございます。（発言する者あり）

○議長（碓 勝征君）

よかですか。

では、次へ進みます。

2番目の採択された請願事項の取り扱いについて、要旨1、仮称西峰東西3号線、その後について。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

2番議員の2番目、採択された請願事項の取り扱いということで、1番目の仮称西峰東西3号線、その後ということでございます。

この路線につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、今議会に町道路線認定をお願いしておるところでございます。この地域は、昨年企業の宅地開発の検討をされているということで、昨年7月に地元役員さんと協議をされておるところでございますが、それ以降につきましては、具体的な進展はあっていないということで聞いております。

民間の誘導なり民間活力についても、今後も注視しつつ、道路といいますのは、インフラ整備としては町としても役割分担という中で、宅地開発の必要施策ではございますので、財政的にも効率がいい手法を絞って検討を重ねているところでございます。

現在、午前中の3番議員のところでも説明申し上げましたが、実は防衛関係で協議をしている中で、自衛隊の民生支援ということで、防衛省の部外土木工事というメニューを自衛隊のほうから紹介をいただき、検討に入っておるところでございます。

道路の整備の工事全般で自衛隊が施行をしていただくわけでございますが、町の負担といたしましては、工事の資材なり、また燃料費、それから輸送費、現場の施設等々で業者発注をした場合の約3割程度の負担ということで済むというふうなことをお聞きしておるところでございます。

計画、また申請をしなければなりません、事前に現場を確認されるようでございますので、その日程調整を今現在図っておるところでございます。

ただ、道路用地の買収につきましては自衛隊はしませんものですから、そのときまでに何らかの補助事業なりで用地確保は対処しなければならないということで思っておりますので、具体的計画申請にする段階となった方向づけになった場合には、それと並行いたしまして、その用地なり等々の準備に取りかからなければならないと思っておるところでございます。

町といたしましては、基本的には、ほかの請願案件もございしますが、今回の防衛省部外土木工事という道路整備の手法を踏まえつつ、この地区の道路提供につきましては、地権者全員の同意がありますので、今後行政といたしましては、民間の活力を注視しつつ、今後整備

に向けて計画し、また、考えていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

自衛隊の民生支援ということで取り組んでいけば、通常の入札工事の費用から見ると約3割ぐらいでできるという非常にありがたい事業のようでございます。何分あそこは6尺道路で、畑地帯ですけれども、夏のカボチャ、冬場の白菜、これらの集出荷にも非常に支障を来しておるようでございますので、一日でも早くできるように取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

以上で、この項目は終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番めの農業振興策、要旨1、6次化に向けた取り組みはということで、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（江崎文男君）

私のほうからは、吉田豊議員のほうからの質疑、農業振興策の6次化に向けた取り組みについてということで答弁申し上げます。

先ほどの議員からの質疑でありましたように、総合戦略の中に、まちづくりビジョン、その中に農産物の6次化ということでの推進事業が含まれております。これにつきましては、その解決策として、農産物加工施設の整備、加工企業の誘致等がうたわれているわけでございます。

そういう中で、この農産物加工施設の整備、加工企業の誘致等の進捗状況につきましては、今の時点ではまだ進んでいるわけではございません。同じく、この戦略の中に、道の駅構想というものがございまして、この道の駅構想と連携をとりながら、この6次化、先ほど申しました農産物加工施設の整備、加工企業の誘致等につきましては、そこの部分の連携をとりながら進めていくような形になるかと思えます。

また、6次化につきましては、佐賀県におきまして、28年2月に佐賀県6次産業化推進戦略が策定されております。内容につきましては、6次産業化の取り組み方針として、農林漁業者がみずから生産から加工、販売まで行う経営の多角化に加えて、いわゆる農商工連携など農林漁業者と第2次、第3次産業の企業が連携して行う取り組みも含めて6次産業化と位置づけ、幅広く推進するとともに、6次産業化の展開としては、佐賀6次産業化サポートセンターが農林水産漁業者や企業等が取り組む6次産業化を包括的に支援していきます。また、県内における6次産業化や農商工連携の取り組みを推進するため、市町関係団体が佐賀県6次産業化農商工連携推進会議を開催し、6次産業化の推進上の課題、問題点などを共有するとともに、解決方策を協議し、実践していく等の内容になっているわけでございます。

本町といたしましても、この佐賀県6次産業化推進戦略の内容に基づき関係機関との連携をとりながら、農業経営の多角化、農商工連携の推進を図っていく所存でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

江崎課長のほうから非常に期待の持てるような構想を發表いただいたわけなんです、これが実現できるように最大の努力をしていただきたいというふうにお願いをして、この項目は終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

4番目、ふる里創生、要旨1、上峰町創生の基本的な考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員から上峰町創生の基本的な考えはという御質問でございます。

先ほど来、総合戦略のお話がありますが、その中でもうたっております。上峰町は昭和37年以来、農工並進政策により圃場整備、工業団地造成などによる企業誘致に取り組み、町の発展に取り組んできました。2060年の町の姿を見据えた人口ビジョンのもと、今後5年間の総合戦略を策定し、北部地区に農業関連産業誘致などによる雇用創出、中部地区に商業の集積による人の流れをつくり、中南部地区には、産官学連携による先進農業拠点を核とした農業振興エリアとしての農商工並進に向けた上峰町を創造していきたいというふう考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私がここで取り上げた内容は、昨年の9月議会においては、自分の所管ではないということであっさり切り抜けられたわけですが、私はそうしたもんじゃないだろうということで12月に再度質問をして、町長にお尋ねしたところ、それは創生室の仕事であろうと。さらに室長にお尋ねしたら、町長が言ったからかどうか知りませんが、私のところの所管ですというふうに申されました。

先ほど、北部、中部、南部の土地利用計画を申し上げられたんですが、この後の項目にも関連するんですが、以前から申し上げているように、人口の平準化を図る土地利用計画を組まないと、農村部の特に一番小さな地区で坊所新村地区があるんですが、あそこは限界集落になつとですよ、あと何年かしよつたら。後継者がいないんです。今私が知り得た範囲内では、2人、2軒だけです。あと、もう年とともに全て老人になって、亡くなっていけば、もう何戸かの集落になってしまう。そういう集落をつくっていった上峰町全体の集落が崩れてしまつて、上峰町自体が限界町になってしまうような、町がなくなるようなことになりゃせ

んかということから、人口の平準化という形で農村部にもある程度の人口流入を図るような施策を考えないとだめじゃないですかということをお願いしてきたつもりなんです、それでもやはり今言われたようなことでしか今後進めていただけないでしょうか。お尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

3項目めにも土地利用計画ということで上がっておりますが、私ども土地利用計画も立てております。その中でも、同じような内容になっております。圃場整備は国の補助金をもらって第1種農地をつくられたという観点のこともありますし、端的、単純に農地を宅地に変更するということについては難しいことだというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

農工並進の基本は、当時の今泉村長がエネルギー革命の次は農業の革命が来るぞということで、北部に企業誘致をして、農家の余剰労働力を企業にやれば農家全体の所得が上がるという構想のもとに農工並進という言葉が出てきたわけですよ。それで町は推進をしてきたわけですね。当時村だったですけど。一旦それで成功はしておると私は思います。ただ、圃場整備をして1種農地をつくったんだから、もう転用はままにならんということじゃないと思うんです。それを破ってでも上峰町の人口の平準化を図るための土地利用計画を立てて、町の農業振興、農用地区域の見直しをしていくべきじゃないですかということを行っているんですが、今まで打ち出された総合戦略、その中の土地利用計画に基づいてしか考えられないということでしょうか。再確認をさせていただきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私どもは、計画にのっとったところで進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

きょうの質問はこれで終わりますが、次回にまたお願いをするつもりです。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、人口減少対策はという質問です。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの2番目の人口減少対策はということでございます。

これも前回議会でもお答えをいたしました、総合戦略にのっとり施策を進めていきたいというふうに考えております。

人口減少対策、いわゆる定住促進というふうなことで考えておりますので、これに努めてまいりたいと思います。

つけ加えて、現在、私ども申請を行っておりますが、地方創生加速化交付金という交付金がございます。現在申請をしておるところでございますが、これの国の認可がいただければ、もうかる農業の取り組み等を行い、先ほど産業課長も申しあげましたトレーニングファーム等にもかけ合わせながら、新規就農者の増加を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

定住促進を図っていくということなのですが、今日の人口減少が出る前は、上峰町の適正人口は1万人だったと思うんですね、過去10年ぐらいは。上峰町の将来人口を1万人に設定して進めてきたと思う。しかし今後、時の流れによって上峰町でも人口減少が起きると、40年後やっただるか45年後やっただるか、何千人になりますという数値まで出されているんですが、前回も申しあげたように、上峰町の人口が今の人口でいいのか、1万人まで持っていくのか、それを考えるのがあなたの、創生室の仕事じゃないですかということを私は前回の一般質問からお尋ねし続けてきているわけですね。

だから、答申が出たからとか、総合戦略で人口がこういうようになると出たからそれで行きますじゃなくて、上峰町の将来、今まで過去10年以上、人口は1万人が適当だという、それも少なくとも何らかの会議にかけた、町長の諮問に対しての答弁の数字であるし、各課長さんたちが練られた数字でもあると思うんです。

だから、上峰町の人口を幾らにする、幾らが適当だということに設定をして、それに持っていくためにはどういう施策を打ち出しますよということを私は答弁の期待を시켰たんですが、もう一度、再度質問いたします。上峰を新しく作り出す創生室長として、上峰町の人口が幾ら、それに対する取り組みとしてはこういう施策を打ち出しますということをお答えいただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの質問でございますが、適正人口というふうなことで1万人と言われました。今、第4次総合計画で、当時5年前は1万人ということで目標人口という名前だったか、その名目はわかりませんが、1万人という数字は上がっておりますのは確実です。

現在、人口減少の流れの中で、総合戦略の人口ビジョンとしては45年後、2060年には七千八百数人というふうなことで、人口の推移を図ったわけございまして、それを目標にするという意味合いではないというふうな感じで私はおります。それを幾らかなりとも減少するのを防いでいこうと、人口は、それは多いにこしたことはございませんので、私どもとしてはそういった戦略を持って人口を減らさない方策をやっていこうというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、その適正人口を守るために中部地区の住居地域の土地だけで、ほかに新たな開発区域とかなんとかというのは設けないということで考えられておるといことなんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

先ほどの吉田議員からの御質問でございますが、また吉田議員からの御質問に反するような御回答になるかもしれませんが、私としては、圃場整備地区というのは非常に難しいというふうに考えております。

ですので、定住者の住宅用地ということになれば、先ほど話に上がっておりました西峰地区とか三上地区、それと圃場整備をやっていない地域の農地を開発するべきというふうなことで私自身としては考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

圃場整備地区は好ましくないということが言われたんですが、それは確かに、今後も農地として活用しますよということで国の補助金をもらって農地の圃場整備をやったわけですから、基本的にはそうでしょう。しかし、今後の上峰を考えたときに、集落内の整然とされていない農地もかなりあるわけですね。集落内に入り込んだ、一般の道路がついて水路がついた1種農地であれば手をつけないということはわかるんですけども、集落内に散在しているような農地については、私は転用してでも町の将来像を見据えた農地の宅地転用を図って土地利用を進めていくべきじゃないかというふうに考えますけれども、その証拠として、圃場整備をした土地でもあっちこっちで虫食い状態で開発をされているわけです。だから、そういうものを除くためにも、阻止するためにも町でこことここについては開発してもいいですよということを明示する、そのほうがむしろ計画的な土地利用が進められるというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員のただいまの御意見、貴重な御意見として賜っておきます。

以上です。（「この項終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番、土地利用計画はということでの執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの3項目め、土地利用計画はという御質問でございます。

土地利用計画ということでございましたので、上峰町国土利用計画という計画がございます。平成14年に策定されておりますが、その中で土地利用の基本方向が定めてあります。その内訳は、ちょうど北部、中央、田園と3分割してあります。これは先ほど言ったとおりでございます。

北部は、JR長崎線から以北を示してあり、鎮西山を中心とした保安林や佐賀東部中核工業団地、そして、圃場整備された優良農地があり、この地区は自然環境と調和した快適な田園居住環境の形成を図るとされています。

また、中央部は、住宅を初め商業、公共公益、福祉施設が立地した本町の生活の中心としての役割を担っております。また、主要地方道沿線には圃場整備された農地と住宅地が混在しております。幹線道路の沿道には、沿道型複合住宅地として土地利用を進め、圃場整備済み農地については優良農地として維持、保全を図り、それ以外の農地は基本的に保全し、必要に応じて計画的に多用途へ転換するとなっております。

田園地区は、県道神埼北茂安線より南側になりますが、この地区は基本的には優良農地としての維持保全を図り、認定農業者など意欲のある担い手農家に対して農用地の集積による経営規模の拡大を図るとともに、農作業の受委託など経営の安定化への取り組みを推進するというふうな計画となっております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

この3番については、私の書き方がちょっと悪かったかもわかりませんが、実はここでの質問は、以前、企業誘致という話が出たものですから、どこに予定しているかということをお尋ねしたときに、その企業誘致する土地がございませんというお答えをいただいたと思うんです。それで、企業誘致、企業誘致というのがよく言葉に出るものですから、どの辺をどのくらいの工業団地として計画、企画されておるのか、それについてお尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの御質問でございます。確かに以前、私、企業誘致する土地がないというふうなことは、ほかの議員さんにも質問があったときにお答えしたと思います。

土地がないというのは、町有地がないという意味合いでございました。今回、総合戦略に載っている企業誘致につきましては、民間の農地等を利活用させていただくというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

そうすると、先ほどからのずっと今までの質問事項の中でお答えいただいた中身と重複するかもわかりませんが、工業団地については、北部、長崎本線から北を工業地区というふうな土地利用計画などではなっておるというふうには私はメモしたんですけども、じゃ、北部の企業誘致の候補地として上げた場合について、圃場整備したところの農地は絶対手をつけないということよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

先ほど圃場整備のことについて御質問がっておりますが、私が先ほど申し上げた圃場整

備に手をつけないと言ったのは、住宅用地としての御質問でございましたので、その件については、圃場整備地区についてはというお答えをいたしました。

今回、企業誘致につきましては、また上のほうとも相談しながら、圃場整備地区内なのか地区外なのかわかりませんが、そういうふうなことで協議をしてみたいというふうを考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

多分そういうことだろうと思って念を押したわけですね。だから、あなた方が考えて計画を遂行する上では1種農地だって潰しますよと、自分の意に反した住宅用地については、それは求めていませんというふうな考えだということがはっきりわかったんですが、そういうことじゃなくて、上峰をどういうふうにつくり変えるか、新しく上峰町を創生するかということで土地利用計画を6月ぐらいには質問していきますので、よく考えておいてください。この質問はこれで終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨4、道の駅構想、その後について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの4項目め、道の駅構想、その後という御質問でございます。

午前中の議員からも御質問ございましたが、重複しますが、御勘弁願いたいと思います。

総合戦略の中で、まちづくりビジョン2で、交流拠点道の駅の設置を掲げております。午前中もお答えしましたが、現在、この構想につきましては、国土交通省の補助、県の補助等を研究している段階でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

補助事業に向けて努力されておることは理解しましたが、じゃ、その道の駅の位置と規模、どの辺にどの程度の規模の道の駅をつくるという計画を想定されておるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

位置、規模等の御質問でございますが、午前中も御答弁申し上げましたが、今年度、国のほうに地域再生計画というものを提出いたします。その中で、そういったことについては検討をしていきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

国に上げるから、それからやるよと、間に合うんですか。私は前回、あなた方は抽象的過ぎて具体策がないということで、おかしいんじゃないですかと、5年だったら、もう実績を

組むべきじゃないですかと言ったときに、あなたはどう私に申されたんですか。今の計画は実施計画と言われたんですよね。そうでしょう。今から国に、どこんたいにどういう施設をつくれますよと、申請を受けて、一発で行って大体どのくらいで認定がおりるんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

どのくらいでという御質問でございますが、私どもとしては年内にはというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

年内ということは、12月までということ解釈しますが、それから用地交渉に入っって、当初計画が27年度になりますかね、5カ年の総合戦略の計画は。すると、もうことしで丸2年過ぎるわけですね。用地交渉ばそう簡単に、1年ぐらいでできるとお思いですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

用地交渉がそんなに簡単にということでございますが、私どもも相手があることですので簡単ではないというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、前回私が申し上げたように、抽象的過ぎて実施設計じゃないかということ言ったときに、言われたあなたが、これが実施計画ですという形は、5年間で実現不可能になった場合はどうなるんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私どもは、5年間という期限が区切られておりますので、できるように努力するだけでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

多分そうお答えになるということは想定の上で質問をしたんですけど、だから、私はもしできなかったときはどうなるんですかということ言っているんですよ。お答えください。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私は、先ほど来申し上げております、努力すると言っておりますので、できないことは、できなかったことは考えないようにしております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

非常に有意義な言葉ですよ、努力は。しかし、官公庁用語として、努力しますはできませんということですよ。だから、もしできなかったときはどう責任をとるかということ私には言っているんですよ。

私が、抽象的過ぎて実施計画じゃないじゃないかと言うたら、これが実施設計とあなたは断言したじゃないですか。だから、実施設計だったらもう実現可能なんですよ。その実現可能な計画を私は抽象的過ぎてと指摘したら、いや、これが実施設計だと言うなら、それなりの実績をちゃんと出していただきたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

執行部答弁。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

何度も私申し上げておりますが、国、県の補助をいただくということをまず検討しております。その次に、先ほど来申し上げました地域再生計画、これが認められれば、ふるさと納税、企業版のふるさと納税をいただく権利が発生いたします。その国、県補助の以外の方は町費単独の経費となりますので、その辺のところの試算を利用しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、その辺を今後4年間の、ことし含めました4年間の中で実施していくというふうなことで考えております。

また、努力していくということはやらないというふうなことで言われましたが、私どもは努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

この項については最後にしますが、国、県の補助金の交付が、その計画が承認されなければ位置の決定もできないということでしょうか。

○副町長（米本善則君）

ただいまの御質問の件でございますが、国、県の補助というのは、道の駅の補助のことをおっしゃっているんだろうと思うんですけども、そこも含めて今検討、勉強中ということで、先ほど担当室長のほうから御答弁させていただいておりますとおり、どのような形で道の駅、いわゆるにぎわいの拠点を整備していくのかというところは、そういったところも視野に入れながら進めていくと、そのためには、関係してくださる企業等々の参入というのが欠かせません。そういったところを巻き込んでいくためにも地域再生計画をしっかりとつくり上げ、これを認定していただくことによって企業寄附等を含めた企業参入を図っていきたいというような流れになりますので、先ほど来申し上げておりますとおり、その地域再生計画、この策定と認定というのが一番今早く進めなければならないということで、まず28年度についてはこれに十分力を注いでいきたいということで考えております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

この項目については終わると言ったんですが、今、副町長から新たな言葉が出たんですね。地域再生計画、再生ですか、創生じゃなくて。再生ですね。再生でうなずいておられますが、

創生じゃなくて再生というのはもとあったものを再び呼び起こすというのが再生ですけど、もともとないものですよ、道の駅は。

○副町長（米本善則君）

先ほどの地域再生計画についての御説明になります。これは地方創生の関係ともリンクしておるんですけども、地域再生制度というのが地域再生法ということで平成17年に国のほうで法制化されていまして、企業版ふるさと納税の寄附を集めていくための条件といたしまして、総合戦略に基づく地域再生計画というのをその地域で策定し、これを国のほうで認定を受けることによって企業版のふるさと納税の寄附を集めていけるという仕組みを国のほうが昨年末ぐらいに公表されております。これに向けて我が町といたしましても、この地域再生計画を総合戦略に基づきつくり上げていくということが必要となっておりますので、先ほど来こういう説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○2番（吉田 豊君）

了解しました。ただ、創生室にお願いしたいんですが、やはり新しい上峰という感覚から、観点から、皆さんが驚くような創生計画を立てていただきたいということを強くお願い申し上げます。この項についての質問を終わります。

○議長（碓 勝征君）

一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。45分まで休憩します。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（碓 勝征君）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2番議員の質問でございます。

5項目め、高齢化社会への挑戦、要旨1、親子3世代同居の推進方策はということで、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、2番議員吉田議員の質問事項5、高齢化社会への挑戦、要旨の1、親子3世代同居の推進方策はということについて答弁をいたします。

全国の自治体には、親子3世代の同居に、新築に要する費用、あるいは増改築に要する費用の一部を助成しているところもあります。ちょっと古い資料なんですけれども、平成22年度の国勢調査によりますと、本町は3世代の世帯が417世帯、一般世帯で3,067世帯というこ

とで、割合にして13.6%があります。ちなみに、みやき町につきましては18.1%、吉野ヶ里町は12.4%、基山町は11.5%ということで、平成22年度の県の全体での割合としましては14.7%ということになっております。世帯の内容につきましては、核家族世帯、あるいは高齢者世帯、あるいは多世代世帯ということで、さまざまな世帯構成があります。これはそこそこの家庭でのさまざまな要因によりまして家庭が成り立っているということであると思います。また、入り口が2カ所あるというような2世帯住宅、あるいは同一敷地内に子供の家がある、別棟があるなどというようなさまざまな世帯での考え方、構成があると思います。3世代同居につきましては、それぞれの家庭でのメリット、デメリットがあると思います。

そういうことを踏まえまして、今後は親子3世代同居の推進につきましてはさまざまな角度で検証する必要があると思っております。

以上で答弁といたします。

○2番（吉田 豊君）

この項目については、1年間、岡課長といろいろやりとりしていますが、なかなか意見の一致を見ないところでありますが、私が申し上げたいのは、親子3世代同居によって老夫婦の心の健全化というものが賄われるというんでしょうか、老夫婦の心の安心から健康に結びついていくというふうなものではないのかなというふうに思うので、この点についてもう1年間、岡課長と意見を交わしているわけなんです、実は昨年、総務厚生常任委員会で男性長寿日本一の長野県松川村に研修に行つてまいりました。そこでの説明では、もともとこの長野県松川村というのは高冷地野菜の土地で、野菜を主に多く食べる地域であるという、これも一つの要因でしょうということなんです、老人だけの世帯と比較して、その3世代同居の老人の方々が何かはつらつとしてあるというふうな、研修の結果それがわかったわけですが、そういうことからいくと、心の安全・安心をするための上ではやはり3世代同居というのがかなりウエートを示すんじゃないかなというふうに思うので、その親子3世代と老夫婦との心の健康状態というのですか、そういうものについてはどういうふうな誤差があるように岡課長は認識されておるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの高齢者の方の心の健康ということで、私ホームページのほうでちょっと見ましたところ、3世代同居することのいい点は何だということでのアンケートというのがありまして、1番は「にぎやかで楽しい」というようなことが39.0%、それから「育児の担い手が多い」ということが36.1%、3番目が「子供の精神的な成長に役立つ」というのが34.4%というふうに、こういうふうにアンケート調査ではあっております。

先ほどの答弁でも言いましたけれども、そういうふうなメリットというのも確かにあります。子育てというような部分でいきますと、若い世代の夫婦が働きに行き、老夫婦が子育てを支援していくというようなこともあります。ただ反面、そういうふうな多世代でのギャッ

プといたしますか、そういうことでリスクが出てくるというような面も、これも否定はできないと思います。そういう中で、全体を検証しながら今後は考えていかななくてはいけないかと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

3世代同居によってリスクがある、ギャップがあるというふうなこと、わからんわけじゃないですよ、嫁姑の関係で何かぎくしゃくするということも確かに世の中ありますからですね。

ただ、岡課長ももうお孫さんがいると思うんですが、私も含めてだと思うんですけど、今の若夫婦は子供のしつけがなっていないと思うんですよ。これは断言したら怒られるかもわかりませんが、うちの孫に限っても、娘夫婦は全然怒らんわけですよ、子供ば。じいちゃん、ばあちゃんが怒るわけですね。しかし、これがひいては、その子供の人生において後々に有意義に展開してくる、人生の判断材料でですね。そういうことを考えてみると、嫁姑よりも得るものが私は大きいと思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

確かに、私のところ3世代同居をやっております。その3世代同居にもいろいろな要因があるということで先ほど申し上げたんですけれども、これは子供たちが来たいということでやったんですけれども、それは経済的な面があったと思います。

そういう中で、若夫婦だけの生活ではなかなか厳しいというような面で同居を希望してきたということがあるんですけれども、その中で、子供、孫にいろいろ教育をするということになりますと、私見で言いますと、私自身の考えで言いますと、なかなかそれは親があつての子供ですので、そこまでは、その孫までじいちゃん、ばあちゃんが教育するというような踏み込みは難しいかなと私自身は思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

確かにわかりますけどね、まだ岡課長は我々よりも一回り若いわけですから、健康面でもそう心配はないと思うんですけど、もう少し年をとって、あなたのお母さんぐらいになると、ひ孫になるわけですね。その存在というのがかなりあると思うんですけど、おばあちゃんとその件について話したことはありますか、ないですか。ちょっと参考までにお答えください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

残念ながら、私自身、あるいは妻のほうもなんですけれども、両親とももう他界をしております、私の孫が生まれたときにはもうおりませんでしたので、その話はやっておりませ

ん。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

それは大変失礼いたしました。まだ御健在だと思っていたもんですから。

要は、元気な老人をつくるということからいけば、大局的に見ると、やっぱり老人医療関係でもかなり低減になってくると思いますし、考え方によってはいい点、悪い点あると思うんですが、私はいい点が多いんじゃないかなというふうに思います。したがって、今後老人のことを考えるときには、私が言ったことも、ああ、がんことば言いよったねということを出しなが、ぜひいい方向に検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。早速質問をさせていただきます。

まず最初に、男性にも不妊治療助成をしてほしいということで質問させていただきます。

一昨年ですか、女性に対しての不妊治療助成をしていただくようになりまして、その成果といたしまして、先ほどちょっと確認しましたところ、今年度の実績としては10名前後の方が助成を受けて治療されたという話をお聞きしました。

今回、男性に対しての助成というのも、やはり子供さんができるということについては、女性ばかりじゃのうして、男性のほうにも原因があることも事実でございますし、ちょっと調べましたところ、この関係につきましては、治療費用としまして、普通一般的な治療をするのに1回につき300千円から500千円の費用、それから、その中でも手術用の顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する方法、これがT E S Eというそうでございますけれども、この方法でやりますと600千円から900千円かかるというふうなことだそうでございます。

今回、国のほうがこのことについても対応していくということで、一応300千円まで助成するということを決めておられるようでありますが、そういう中で300千円出したにしても、これが保険適用にならないものですから自己負担が結構大きいわけですね。

あと県の助成関係がちょっとまだ確認しておりませんのでわかりませんが、そういうふうで結構費用がかかるもんですから、男性の不妊治療についてもぜひ町単の助成を考えてもらいたいということで今回お尋ねをしてみたいと思います。

次に、町のゆるキャラの制定はどうかということでお尋ねしてみたいです。

この件につきましては、前回、平成25年12月議会で質問させていただきました。その折には、今、米多浮立の関係での「てんりゅうくん」の扱いについて、いろいろ保存会の方々との協議を踏まえて、「てんりゅうくん」を町のキャラにするかどうかということも十分協議

をしなくてはならないという話。そして、最終的には、町のゆるキャラを決めるとすれば、やはり公募をかけてやるべきだというお示しをいただきました。

そういう意味合いで、ここ2年か3年ぐらいたちますけれども、その後の経過としてどういう経過をたどっているものかをお聞きしながら、お尋ねをしてみたいと思います。

そういう中で、昨年11月の中学生子ども議会の中でも町のゆるキャラを制定したらどうかという提案がなされておりました。その折には、たしか町の特産物アスパラとの組み合わせで「カミパラ」という名前のキャラはどうかというような提案もなされたかと思っております。そういうことでありますので、お聞きしたいと思います。

そういうことで思っておりますが、今回、教育長の教育方針をお示しされておりますが、その中で「てんりゅうくん」が上峰町のマスコット「てんりゅうくん」の意匠登録をしてというようなことで方針を述べられておりますが、この文章どおりとれば、もう既に「てんりゅうくん」が上峰町のマスコットに決まったかというふうな受けとめをせざるを得ないんですが、そういうことがまだきちんとしたお示しがないものですから、その辺も含めてお尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、人事評価制度について、これはさきの委員会の中でも少し触れてお尋ねをしましたけれども、町長の施政方針の中に人材の育成ということで、地方分権、地域主権の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図るため、成果主義に基づく人事評価制度を構築したいという示しがございます。

この中身については、職員の方々がまずは自分の自己評価をし、そして、今度は管理職、課長が職員の皆さんの評価をする。そしてまた、副町長が評価をし、最終的に町長が判断をしてというふうな流れの中で評価制度を構築していくというお話でございましたけれども、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、第4番目、選挙権が18歳からとなったことに対して町としての取り組みはどうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

御案内のとおり、ことし平成28年6月には参議院選挙が行われるわけですが、そのときから18歳選挙権が実施をされるということは御案内のとおりであります。

これまで18歳、対象者というのは高校生でございますので、各学校ではその辺のことについての指導は当然あってきているかと思っておりますけれども、やはり学校の指導に加えて町としても対象者に対して何らかの指導といいますか、するべきじゃなかろうかなという感じがしますものから、その辺をどうお考えかをお尋ねをしてみたいと思います。

次に、第5番目、地域の中の子育て環境づくりについてということでお尋ねします。

この件につきましても、教育長の教育方針の中に、地域の中の子育て環境づくりの項目のところで放課後児童健全育成事業を推進します、そして、教育行政として保護者が相談あるいは学べる場所づくりの必要性について検討をしていきたいということが述べられておりま

す。そういうことで、その中身についてどういうふうなことをやって取り組むかといったことをお尋ねしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、八藤遺跡の整備計画はということでお尋ねをしてまいります。

この件については、これまた委員会の席で触れられた部分がありますので、重複するかもしれませんが、お尋ねをしてまいりたいと思います。

今年度は、例の遺跡の用地の買い上げが進捗していくわけでございますが、用買ができました後は早速その整備計画に移っていくことは間違いないと思いますけれども、以前、少し前になりますけれども、概要的なことだったと思いますが、大体こういうふうな感じで整備はしたいということが一時示しもあったかと思えます。その中で、ちょっと今、全部が全部覚えていませんが、ケヤキ通りをつくってどうするこうするというようなことも入ってお示されたときがございましたけれども、それをベースにして計画をされていくものか、全然また新しく計画をされるものか、その辺も含めて再度お尋ねをしてまいりたいと思います。

7番目に、町木ツバキの植栽計画はどうかということでお尋ねをしてまいります。

前回の議会の折にも、町木ツバキの植栽については、ぜひ多くのツバキの木を植栽してほしいということで要望しておりましたけれども、その後、当然担当課では植栽計画等についてもお考えだと思いますので、その辺を含めてお尋ねをしてまいりたいと思います。

最後8番目に、鎮西山の管理、植栽等はどうかということでお尋ねをしております。

まず第1番目に、UFOテント等の撤去後はどのように有効利用されるのかということでありますが、今年度、予算的には2,500千円の撤去費をもってUFOテント等、それから、テントサイトの鉄骨だけが残っている、そういうやつを全部撤去するという示されておりますけれども、その後の利用についていろいろお考えがあるかと思えますので、お尋ねをしてまいりたいと思います。

次、2番目に、老木化した桜の更新はどうかということでお尋ねをしております。

これは、今現在、鎮西山を桜の名所にとということで随分と植栽がなされておまして、その時期になったら桜のライトアップ等々であちこちからおいでいただいておりますことは御案内のとおりであります。

ただ、そういう中でやはり年数がたつていって、枯れてみたり、あるいはイノシシが出てきて、傷めてだめになったりということも結構あるようにも聞きますので、さらに桜を充足する意味での植栽を考えていかななくてはならないと思いますが、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

3番目に、ツバキの植栽を考えたらどうかということでお尋ねをしてまいります。

実はきのう鎮西山に登りまして、五万ヶ池周辺等々を見たときに、つい先日、創生室長からもちょっとお聞きをしたんですけれども、五万ヶ池の東側ですかね、対岸の遊歩道を歩いていきますと、キャンプ場に行く間にツバキの木が結構植栽されているのがわかりました。

その標識を見たら、オトメツバキという品種だということが書いてありましたけれども、それも今までは例の雑草が多く繁茂しておったものですから埋没してしまって、あの辺にツバキがあるというのがなかなかわかり得なかったわけですが、今回伐採をしてもらって、ああ、なるほど、ここにツバキがあるなということを確認させていただきました。

今、植栽されているツバキの場所から南のほうを見ますと、ここも雑木を伐採されていると、案外とスペースがあるわけですね。ですから、オトメツバキの植栽の次に、ヤブツバキになるかどうかはわかりませんが、さらに植栽をしたら、遊歩道から見た場合、とてもきれいにも見えるし、また、後々ツバキ油をとることもできるんじゃないかということで、植栽をしたらどうかということを思いました。

それと、今度はもう1つ、南側の広場の東側に段切り状態でずっと整備をされておりますが、あそこに平成11年緑の事業記念だったですか、という標柱が立って、そこにツバキの木が全部で10本ちょっとぐらいですか、植栽をされておりましたけれども、たったそれくらいじゃのうして、あそこにだってツバキを植栽したらいいんじゃないかというふうな感じで見えてまいりましたけれども、とにかく町木ツバキでございます。そしてその後、ツバキ油の利用についても前回は申し上げたとおりでございますので、ぜひ考えてもらいたいと思って質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

8番大川隆城議員の質問です。

1番目、男性にも不妊治療助成を、要旨として、男性にも治療を必要とされる方がおられると思うので助成を考えるべきという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの大川議員の質問事項1、男性にも不妊治療助成を、要旨の男性にも治療を必要とされる方がおられると思うので助成を考えるべきというような質問に対して答弁をいたします。

現在、本町では、女性についての不妊治療の助成は実施をしておりますけれども、男性についてはやっております。ただ、男性の不妊治療の助成につきましては、平成27年度の国の補正予算のほうで計上されまして、現在、県が国の補助を受けて取り組むことになっております。

内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりの手術の内容なんですけれども、ただ、男性の不妊治療の助成金につきましては、150千円を限度に上乗せをした助成でございます。

なお、男性の不妊治療の助成につきましては、県内の各市町が行っておる内容は、嬉野市と太良町につきましては、もう既に実施はされております。平成28年度から武雄市と大町町が実施予定になっておりますので、計2市2町が平成28年度実施ということで、ほかの町に

つきましては、検討中とか動向を見ながらとかというような内容になっているようです。

現在、女性の不妊治療をやってはおるんですけども、昨年度26年度から27年度の2月末現在まで、なお5年間の継続治療ということになるんですけども、今年度も昨年度26年度に実施された方もいらっしゃるんですけども、延べ人数的には12名さんがいらっしゃいます。そのうち4名さん、4組の方の妊娠届が出ているということになっております。

なお、金額につきましては、約700千円ぐらいの費用に対して県の助成、町の助成を引いた残り金額、約130千円ぐらいが個人負担ということで、今の女性の不妊治療助成についてはなっております。

このことを踏まえまして、本町では、男性の不妊治療助成につきましては、近隣の市町村の動向を見ながら今後は検討していきたいということになっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど課長からお伝えいただきましたように、既に実施しているのが嬉野市と太良町、今年度からというのが大町町と武雄市、2市2町、4自治体の実施をされることになったわけですけども、前回の女性に対しての治療費助成は、当町においてはたしか十七、八番目だったかと思います。

先ほど報告いただいたように、12名の方が治療をされて4名が赤ちゃんを授かったというようなことで効果が出ている。そうすると、今度は反対に女性じゃなくて男性が治療をしなくちゃ、その可能性がない場合も多分にあるかと思うわけですね。実質人数としてはわかりません。ただ、おられることは間違いなくと思いますので、今回はぜひ当町が早目に対応していただくということで、男性に対しての不妊治療助成をぜひお願いしたいと思います。

先ほどから聞かれますように、その治療費が結構高額なものですから大変だと思うわけですよ。それで、嬉野市あたりが26年の10月から実施をされておりますけれども、その受けとめ方としては、やはり対象者の経済的な負担を減らすこと、それと今度は各家庭の精神的な負担を減らすことになることを目的として助成をやっているということで、男性に対しての助成も実施をされているということも聞きましたものですから、その目的は当然どこでも一緒だと思います。ですから、ぜひ当町も今回は早目に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほど嬉野市、太良町ということで、男性の不妊治療をもう既に実施されているということで申し上げたんですけども、なお、嬉野市につきましては、この男性の不妊治療の助成を受けられた方というのはまだいらっしゃらないというようなことをお聞きしまして、全然いらっしゃらないわけではないんですけども、おられるとは思いますが、そういう方々がもしおられた場合、助成できるように、他町村の動向を見ながら、負けないように

実施をしたいということで考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

確かに課長が言われるように、他町の動向を見ることも大事だと思います。ただ、先ほども同僚議員からの質問の中でもありましたように、人口減少の傾向にあるのを1人でも2人でも増加に結びつけるという意味合いからすれば、やはりこういう困っているといいますか、こういう方々にも当然温かい手を差し伸べて人口がふえるようにしていくべきだということも思いますので、十分なる検討をしていただいて、実施をしてもらうようにぜひお願いをしたいと思います。

できれば町長、この件について一言お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

男性の不妊治療の助成につきましては、平成27年度の国の補正予算で計上されまして、県が国の補助を受けて取り組む予定に現在なっております。各市町等の助成も進んでおり、今後、GM等の会議の中でも出てくる話だというふうに思っております。先ほどの繰り返しになりますが、健康福祉課長が申しましたように、他町村の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

2番目です。町のゆるキャラの制定はどうか、要旨としては、全国の自治体ゆるキャラによる効果が上がっているところが多いので、考えるべきではないかという質問でございます。

○教育長（矢動丸壽之君）

皆さんこんにちは。先ほどは、ちょっと勇み足で早く手を挙げまして申しわけございませんでした。

ただいま大川議員のほうから、私が教育方針の中の⑤番、文化財の保存活用という記載の中で、上峰町のマスコット「てんりゅうくん」の意匠登録をして今後の上峰町のPRに努めますというふうに記載させていただいておるそのことにつきましてお尋ねでございましたので、まず、このことからお話をさせていただきたいと思います。

このマスコット「てんりゅうくん」についての説明でございますけれども、マスコット「てんりゅうくん」というのは、もう皆様御案内のとおりでございます。ちょっとここにバッチを持ってきておりますけれども、このバッチについているのがマスコットの「てんりゅうくん」でございます。あるいは図書館、ふるさと学館等での手提げバッグなどにもプリントして、このような図案が2つか3つございます。

マスコット「てんりゅうくん」というのは、そういうふうな形で使っているのです。つまり、あくまでもふるさと学館のところまで町がつくった名前でございます。マスコット「てん

りゅうくん」は町が著作権を持っているものでございます。それを間違いなく町のものですよということで、意匠登録をさせていただきますということでっております。

さらに、マスコットキャラクターの「てんりゅうくん」、米多浮立でいろんな町のイベントなどに来てくれているもの、このことにつきましては、担当課長のほうから具体的に説明させていただきたいと思っておりますので、その違いを御理解いただければと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうからマスコットキャラクター「てんりゅうくん」につきまして御説明申し上げます。

この「てんりゅうくん」につきましては、平成25年9月議会、原田議員さん、それから、平成25年の12月議会に大川議員さん、それと先日、平成27年の11月、中学生子ども議会のとときに古川議員から質問をいただいております。

皆さんも御承知のとおり、「てんりゅうくん」の着ぐるみにつきましては、総務省の過疎集落等自立活性化推進交付金を活用されまして、平成26年度事業として、米多浮立と大字前牟田地区のPRと振興を目的に米多浮立保存会のほうで作成された着ぐるみでございます。

それで、平成27年2月のお旅所の落成式や、ことし27年の米多浮立奉納に当たりまして、事前のテレビ出演、それから、奉納当日の境内での出演、それから、かみちゃりグランプリの会場などで活用されております。

「てんりゅうくん」の今日までの取り扱いの経緯につきましては、これも繰り返しますが、最初は、先ほど教育長も申しましたとおり、ふるさと学館開館の際に図書館のカードに用いるカットを図書館のカードをつくる印刷会社に依頼してつくってもらったのがオリジナルのデザインでございます。それを図書館バッグと、それから、ふるさと学館でつくりましたパンフレット等に活用して、現在は町のPRの一つの素材として、私どもを初め、役場の各課で印刷物等に使用されているといった状態です。

今後、仮に町のマスコットキャラクターを制定するという事になれば、もちろん「てんりゅうくん」もその候補には入ると思っております。しかしながら、その前提としましては、これも何度も申し上げておりますが、町全体の町民の皆様のコンセンサスが必要かと考えます。そういった意味でいくと、まだまだ「てんりゅうくん」というのは、ふるさと学館、上峰町役場、それから、米多浮立保存会のマスコットかなというところでございます。

このようなことから、これまでもマスコットキャラクターということで議員の皆さんから御提案いただいておりますが、つくる際には全町から広く公募した上で決定するといった方法を採用していくべきかと考えております。

また、この取り組みにつきましては、そういった意味で教育委員会だけではなくて役場全体で検討していくべきであり、町民の皆様の関心を高めていただいた上で公募という形を

とって、町民の皆様の町づくりへの参加をお願いする形で進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の課長の答弁、前回もそのとおりにいただきました。その結果、米多浮立保存会の皆様と十分協議をして、米多浮立関係独自のキャラとしてするものか、それとも町のキャラにエントリーをしてするものか、その辺を十分協議して進めますという答弁も出ておりました。

今のは全く同じ答えですから、さっき最初の質問で言ったように、米多浮立保存会との協議がどうなったかということを知りたいわけですよ。その結果で米多浮立独自のものとなったものか、それとも町のキャラにエントリーしていいということになったものか、その辺がはっきりせんことには先に進めないわけでしょう。その辺いかがですか。

○文化課長（原田大介君）

米多浮立保存会との協議につきましては、米多浮立保存会としましては、会長さんを初め、「てんりゅうくん」を保存会のキャラクターとして活用していきたいという御希望を持っておられます。

ですので、先ほどから申し上げておりますが、あくまでも「てんりゅうくん」につきましては、全町的なキャラクターじゃなくて、文化財をPRするためのキャラクターと担当としては考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

今の協議の答えがいつ出たかわかりません。ただ、その答えは早くに出ておったわけでしょう。そしたら、「てんりゅうくん」を町のキャラにはできないということははっきりしているじゃないですか。

じゃ、次の段階としては、おっしゃっていたように「てんりゅうくん」を外して、全町的に公募をしてキャラクターを決めるということの方向に進まんといかんわけですけども、先ほどあったように、同僚議員、私等が質問した、また、中学生が質問したそのことから結構時間がたっていますよ。

じゃ、つくる気がないものがあるものか、その辺から聞かんといかんごとなりますけれども、このキャラの効果というのは、御案内のとおり、各自治体も結構あっているということはわかっているでしょう。代表的なものは「くまモン」ですよ。今は「ふなっしー」というのがえらい活躍しよっですけども。だから、基山町も「きやまん」ができていし、この近隣でも結構つくってあります。そして効果も出ている。じゃ、上峰もぜひ、これからもっともっと町をPRするために必要じゃないですかということで検討をし、そして、早く取りかかってほしいという話をしていたわけですから、ちょっと時間がかかり過ぎているわけですけど、いかがですか。今後どういうふうに取り組まれますか、それとも取り組まれないも

のか。

これは誰に聞いたらいいですか、総務課長ですか、「てんりゅうくん」については原田課長でしようけど、町としてはどうかということでお聞きする場合は、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

「てんりゅうくん」が、文化課長が申し上げますとおりに教育関係でのキャラクターということでございますので、町のキャラクターとしては、広報担当の私のところだというふう
に考えております。

今後、ほかの近隣町村もそういうふうに行われておりますので、検討していきたいという
ふうなことで御回答したいと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ぜひ近々のうち検討されて、早く結論を出していただいて、私としてはぜひ取り組んでも
らいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番目、人事評価制度について、成果主義に基づく人材育成とはということで、執行部の
答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

人事評価制度についての成果主義に基づく人材育成とはという御質問をいただいております。
私のほうから、まずお答えをさせていただきたいと思います。

この人事評価制度でございますけれども、平成26年の5月15日に公布されております地方
公務員法の一部改正によりまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方
公務員にも人事評価制度の導入が義務づけられたというところでございます。改正法の施行
期日につきましては、平成28年4月1日というふうになっております。

少子・高齢社会の進展、人口減少時代の到来など大きな社会変化の中、住民に最も身近な
町行政では、公共サービスへの新たな期待のほか、地域の諸課題にも取り組まなければなら
ないということになります。町職員にもこれまで以上の専門的な知識や能力が要求され、課
題をみずから解決する力を向上させるということが求められております。

人事評価制度では、客観性を保ち、みんなが納得できる仕組みとして構築していくとい
うことが最も重要でございます。このため、職務上の行動や仕事の成果など事実をもとに評価
をします公正性、それから、評価する前に評価される項目や評価基準を公開する透明性、そ
れと上司と部下の信頼関係を構築する納得性、人事評価の内容や結果について評価者である
管理職と職員が日常の場面や面談で双方納得を得るよう意思疎通を図る信頼性、これらの確

保に努めなければならないというふうに考えております。

人事評価制度導入によりまして、本町職員が町民から信用され、期待され、それにより町民の住民満足度が高まることを期待いたしておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく人物評価といいますかね、これは同じ職場内で評価をするわけでありますので、たとえ上司といえども、なかなか難しい面があると思います。ただしかし、そういいながらも、先ほど課長答弁の中にありましたように、もっとそれぞれのあれを高めていく意味合いで取り組まれているものだと思います。

これまでも課長会議とか、いろんな部内の会議等々での意見交換あるいは調整等々をやりながら、上峰行政をどうするかということでは十分取り組んでもらっておったと思いますが、今度の人事評価を含めて取り入れて、さらにその辺のことが充実していくためのことだと思いますので、いろいろと大変な面もございましょうが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今後については、先ほどありましたように、能力、実績による評価を重視しなさいという示しがあったということでありますので、今後は年功序列じゃのうして、本当の能力主義に移行していくということで捉えておってよろしいですかね。その辺をちょっとお願ひします。

○総務課長（北島 徹君）

お答えをいたしたいと思ひます。

おっしゃるとおり、その職員の遂行能力と適性によって決まっていくということで御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

4番目、選挙権が18歳からとなったことに対して町としての取り組みは、要旨として、学校等での指導に限らず、町としてもやるべきことがあるのではという質問です。執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、4番の選挙権が18歳からとなったことに対して町としての取り組みは、その1番目、学校等での指導に限らず、町としてもやるべきことがあるのではという御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、選挙権年齢が18歳に引き下げられまして、本年6月19日以後に公示されます選挙から適用されます。

現在、義務教育及び高等教育の現場で政治や選挙に関する教育がなされておるところで

ざいます。本町といたしましては、関係機関の協力を得ながら、今まで以上に投票参加を促す広報啓発活動に力を入れていくということにまずはなろうかと考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この件については、ちょっと日にちは忘れましたが、先日、福岡内閣府副大臣がおいでいただいて、御講演いただきました。しかし、そういいながらも、先ほど課長は今言う投票に行っていくような指導とかというようなことは言われましたけど、当然それは必要です。大事です。

ただ、18歳年齢の方が今回初めて投票とかに参加するにしても、公選法あたりを十分理解してもらっておかなくちゃ、今、公選法も厳しいもんですから、ちょっとしたことでもひっかかるといいますかね、だめだというようなこともあるもんですから、それらのことも十分理解してもらわなくちゃいけないんじゃないかという思いがします。

とすれば、やはり先ほど言いましたように、学校サイドだけじゃのうして、町としてもその辺ももっと細かいところまでの指導といいますか、回数を何回とかということとは言えないんですけども、やるべきじゃないかと思うわけですけど、その辺についての計画といいますか、取り組む考えはどんなでしょう、お願いします。

○総務課長（北島 徹君）

この改正によりまして、町のほうにつきましても、今回の補正でもお願いしております、前回の補正でもお願いしておりますが、選挙人名簿の登録に関します公職選挙法の改正手続によりましていろんな諸手続を今現在進めております。はっきり申し上げますと、それで手いっぱいな状況ということも一つございます。

それともう1つ、議員がおっしゃるように、初めて18歳からということで、そこら辺を私も理解をするところではございますが、学校ですと対象者は目の前におりますが、町になりますと、あなた18歳だからということで個人的にどこかに集めるとか、そういうことはちょっとできませんので、先ほど申し上げましたように広報等を通じながらしていくと。

いずれにしろ、その18歳の方ももちろん重要でございますが、若い人たちの投票に行っていくと、投票所に足を向けていただくということに関しまして、今後とも精力的に努力をしていくと。そのために、選挙管理委員会とか明るい選挙推進協議会とかに協力を得ながらやっていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

もう本当、私はつらつら考えるときに、18歳以上は町内にどれぐらいいらっしゃるかはすぐ把握できるけれど、集まっていたいでできんかなと思いつたけれども、それが無理だということでありましたら、今おっしゃったとおり、学校サイドあたりに十分漏れなくと

いいですか、指導してもらおうようにお願いするよりほかないかなという感じがしますけれども、ただ心配するのは、せっかく投票に行こうとしたああしたとしながらも、今言う公選法関係の細かい部分までよく把握できていなくて、はねられるというか、いろいろあったらどうかなという心配もするもんですからね。ですから、やはり学校サイドだけじゃなのうして、町としても何かその辺の細かい部分の指導をしなくちゃならんじゃないかなというふうに思いました。

まだこれも、いろいろほかの少年法の関係かれこれ、まだ整理せんばことがいっぱいありゃせんかいという気持ちはありますけどね、といいながら、もう間近に迫ってきている部分もあるもんですから、この部分だけでも本当細かいところまできちんとするべきじゃないだろうかと思うもんですからね、ちょっとお尋ねをしているわけであります。

それで、最後にあと1回、その辺の取り組みを聞かせてもらって終わりとしますので、お願いします。

○総務課長（北島 徹君）

重ねて御心配をいただいているようでございますので、うちのほうでできるということをちょっと今考えておったんですが、投票所に、今回18歳に年齢が引き下げられましたということで、職員の配置について、そこら辺を18歳から20歳までの皆さん、大体大まか1歳年齢で100人ぐらいですので200人になりますが、その方々が投票に行っ嫌な思いをしたとか、もう行こうごとなかとか、そういうことがないように職員の配置で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「ぜひお願いしておきます。次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

5番目、地域の中を子育て環境づくりについて、要旨として、保護者が相談あるいは学べる場所づくりをどうやるのか。執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川議員の質問事項5、地域の中の子育て環境づくりについて、要旨1、保護者が相談あるいは学べる場所づくりをどうやるのかという御質問にお答えをいたします。

幼稚園、保育園、小学校での連携を図る中で、それぞれの保護者の方が気軽に相談したり話し合ったりできる場を求めておられることを伺います。近年の核家族化や共働きにより、地域に子育てを話し合う場所が少ないのだと思っています。

まず、教育委員会では、保護者の居場所を提供できるところがないか、そこをまず検討してまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今言われるとおりに、先ほども同僚議員からの発言の中にもありましたけれども、今、親さんもなかなかこれはどうすればいいだろうかという悩んでいる方もいらっしゃるようです。ですから、その辺にも適切なアドバイスをすることはぜひ必要だと思います。

今、場所を検討しているということでありましたけれども、場所はいろいろ考えんで、町民センターを使えば結構スペースがあるからできるんじゃないかと思うけれども、町民センターで定期的にするとか、そういうことではできなくて、何かまた別のスペースを用意してということでお考えなのか、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御案内のように、町民センターも考えてもらいました。それから、上峰町が持っている施設、そしてまた、地域にあります施設、いろいろ場所があろうと思います。保護者の方が自分たちだけで集まって話し合える、そういう気軽に集まれる場所というのをいかがかというふうに検討しているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、保護者の方がいろいろ相談をしたいということも当然出てくるわけですね。そうすると、相談するといったらやっぱり経験者、経験豊富な方、あるいは悩み事があったとするならば、カウンセラーの方も必要じゃないだろうかという思いもしますよね。その辺のことで、まだきちっとしたあれはできていないにしても、概要でもいいですからね、その辺の中身をお聞かせいただければと思いますが、今言う陣容というやつあたりを計画で持っておられるなら、概要でもいいからお聞かせいただきたいと思いますが。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの大川議員からの御質問、そしてまた、事務局長からのお答えを差し上げておるところでございますけれども、私が教育委員会の中でいろいろ協議していますのは、そこに書いておりますように、教育委員は今現在の幼稚園、保育園担当、2名担当させていただいております。その担当者が近隣の町に出向いたりして、その様子などを見てきて、やはり上峰町でも教育行政といいますか、母親の教育——幼稚園などのところでは子供の教育なんですけれども、お母さんたちが悩んでおられるところをお母さんたち同士でお話し合いして、あら、あなたのところもそうね、うちもこうよというような情報交換をして、そうすると、お母さんたちが帰るときには明るい気持ちになって帰られますよということで、物すごく何か場所をきちっとして、誰か先生を置いてというよりも、そういう集う場所というのが必要じゃなかろうかということをお聞かせいただきまして、その必要性、ニーズが実際にどのくらいあるものかということなどにつきまして、いろいろと保護者の声なども聞きながら求めていって、必要性について協議、検討させていただきということで書いてあるわけで、今、事務局長はいろんな場所がありますと、そういうことも話をしていますけ

れども、その前に具体的に、じゃ、上峰ではどういう状態かという声を聞きたいと、そういう必要性について検討させてくださいということで書いているということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくお母さん方の声を聞きたい、ニーズを把握したいということは十分わかります。

今、いつかも言ったかと思えますけれども、子育てに悩んだ結果、命を失うところまでつながっていく事案が結構見れるわけですね。ですから、何遍も言いますように、この上峰町からそういうことが絶対ないようにしていかなくちゃならない。そのために、今おっしゃられているそれぞれのお母さん方のいろんな悩みとかを含めて吸い上げて対応する、絶対必要なことだと思いますから、まずはどの程度の要求があるかということから入られると思いますけれども、それはその後、きちんと充実をさせていってもらって、みんなが本当に明るく子育てに当たってもらって、子供たちが立派に成長していくように取り組んでいただけるように、ぜひ今後とも御努力をいただきたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの大川議員のお言葉、本当に御支援ありがとうございます。

教育委員会で協議しているこのことにつきましては、今現在、文科省からいろいろ資料が出ておりますけれども、学習障害といいたまいますか、あるいは注意欠陥多動性障害というような子供さん、幼いときにもっとお母さんたちと触れ合って、そして、うまくしつけなどもしてあげることができたら、子供さんが幼稚園に入ったときでももっとしっかりとした子供さんになっていくんじゃないかというようなことから、私どもは、じゃ、母親の心が落ちつくということがその幼児の一番大事なところじゃないか。

そういうことで、私どもとしてはお母さんたちの安心を得られる場所づくりについて検討していきましよう。そして、それも幼児期、まだ幼稚園に入る前などのところがいいでしょうね、じゃ、それをどうしようか、どんなふうな状況でしようか、町としてどうしようかということの研究していきましようということでしているところでございますので、それに向けて、教育委員会としてどのようにできるかということは今後取り組んでいきたいということで御理解いただければと思います。御声援ありがとうございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

6番目、八藤遺跡の整備計画は、要旨として、用地の買い上げが進捗しているが、整備計画はどうかという質問です。

○文化課長（原田大介君）

私のほうから、大川議員さんの御質問、今後の整備計画ということでお答えをしたいと思
います。

まず、現在、平成27年度、28年度事業としまして、土地の公有化を行っております。これ
につきましては、長年の借地料の問題等ございまして、今回、公有化に踏み切ったところで
ございます。

公有化をすることによりまして、文化財保存地区が私有地の場合ですと、私有地さん側の
事情で土地の所有権等が不測の事態で動く可能性がございます。そういった保存環境の悪化
を防ぐことがまずできることとなります。

それから、公有化することによりまして町が土地の所有者ということになりますので、こ
こで初めて町が事業主体となって、今後、この文化財の保存整備に取り組んでいける条件の
整備が可能となります。こういったことを目途に、現在、平成27、28年度で土地の公有化を
進めておりますが、今後、先日の予算特別委員会の際にも御紹介いたしました、簡単に
申し上げますと、まず、平成21、22年度の文化財の保存対策調査によりまして指摘されまし
た、圃場整備で掘られました北側の水路の埋め立てによります保存地区内の地下水の水位を
押し上げる復元作業をまずやりたいと。

それから、あわせてまして仮整備ということで、あそこの保存地区内に太古木の地上表示、
それから説明板の設置、園路——太古木の埋まっているところまで行く園路の整備、それか
ら植栽、外構工事などを考えておりまして、当面の間は緑地公園として、地下に埋め戻した
ままの状態を保存を図っていきたいと考えております。

最終的には、これまでも何回も申し述べておりますが、本格的な整備をいたしまして、太
古木や火砕流の跡などを直接見ていただけるような形で公開して、活用を図りたいと考
えております。

これにつきましては、周辺の整備も含めまして、駐車場、それからガイダンス施設等は保
存地区内に設けることができませんので、そういった周辺の施設整備まで含めたところで、
国、県、それから町、財政部局と協議をしながら、タイミングを見計らって作業を進めてい
きたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

一応計画をされているということでありまして、ちょっと確認しますが、土地を求
める土地取得については80%の補助、上物については国2分の1の補助、県が18%、町が
32%ということ間違いありませんね。

○文化課長（原田大介君）

議員御指摘のとおりでございます。

今後の上物の整備等につきましては、国が50%、県が18%、町の持ち出しが32%の割合で国庫補助の適用をなるべく受けるような形で作業を進めていきたいと考えております。

○8番（大川隆城君）

そうすると、さっきもちよつと言いましたように、以前計画があったかと思いますが、その見直し等々も含めて展示室といいますかね、上物については、いつごろまでには青写真を示すようにせんといかんわけですかね。その後の、今言う国の補助を受けるためにもというお話もあったもんですから、その辺の今後の進捗、経過がどういうふうか、もう一遍お願いします。

○文化課長（原田大介君）

今後の計画につきましては、先日も予算特別委員会の折に申し上げました。仮整備につきましては、今後、平成28年度に公有化が完了しましたら、その後二、三年でと考えております。

その後の本整備につきましては、先ほども申しましたとおり、財政的な事情等のことがございますので、町長部局と財政部局とよく協議をしながら、国、県とも話をしながら、タイミングを見計らって着手したいということで考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくこの八藤遺跡の件については、本当随分と年数がたっております。当然クリアしなくちゃならない問題があったからこそ、延びたことは十分承知していますけれども、いよいよ上物にということになってきたもんですからね、できるだけ早くこれが実現をするようにしてほしいなという感じがしているわけであります。

これができれば、同僚議員のどなたかもおっしゃったように、やはり八藤遺跡の展示室といいますか、展示館、それから鎮西山という周辺との関連を持たせて、よそからいろんな見学者がおいでいただく整備ができるものだと思いますので、なるべく早く整備ができればなと思っているところであります。

そこで、これは本当またひとりよがりの話かもしれませんが、補助金申請かれこれの手続はあろうと思いますが、予算的な問題もあろうと思いますが、できるだけ早く実現させるためにということで、今いろいろ話題になっているというか、ふるさと納税関係でいろいろいただいておりますけれども、できるならその辺を振り向けてというようなこともどうかなという感じも私個人的には思うわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。これはどなたに聞いたらいいかな。副町長に聞いたらいいですかね。

○町長（武廣勇平君）

まず、文化課長が申し上げましたように、公有化の事業を進めていくということが必要な理由は、冒頭に言われましたように、借地料だけでかなり公有化、買収費に迫る額を要して

いるということで、単費の拠出ができない時期が続いたわけですが、財政状況に健全化が見られましたので、その分を早急に対応することが財政上、すなわち町民のサービス充実の面からしても必要ではないかという措置でございます。

その後の建屋等の建設については、ある意味、先ほど議員もおっしゃいました町の観光、あるいは定住促進につながる方向性で検討すべきであります。現在、総合戦略上は記載しておりません。よって、総合戦略を実施していくことによって定住促進に努めていくということがまず求められているものと思っております。

この事業につきましては、文化事業は大変重要で大事なものだというふうな認識を私自身も持っておりますが、文化財事業にもまさる必要性のある事業が多々あるというところも議員もよく御承知のとおりであるというふうに思いますので、そういう考え方でありますので、いついつまでにどのような形でやるかということにつきましては、まず公有化後に考えていきたいというふうに考えております。（「よろしく願いしておきます。次にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

7番目、町木ツバキの植栽計画はどうか、要旨として、前回、ツバキの植栽について提言していたが、その後の進捗はどうかという質問でございます。

○産業課長（江崎文男君）

私のほうからは、町木ツバキの植栽計画について答弁申し上げます。

議員より12月議会にて、ツバキの植栽についての提言ということで御質問がございました。今回は、その進捗につきまして質問に答えたいと思います。

12月の私の答弁いたしました佐賀緑の基金助成事業によります古墳公園へのツバキの植栽につきましては、都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団の皆さんにより、20本のツバキの植栽を行ってもらったところでございます。また、平成28年度からは、各地区への町木ツバキの植栽をお願いしていきたいと思っております。

まず、4月の区長例会にて、この財源になります緑の募金のお願いと佐賀緑の基金助成事業の御説明をしていきます。25地区が年間約5地区の皆様方に約10本ずつ程度、今後5年間継続いたしまして植栽の協力をしてもらいたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今おっしゃったように、5地区ずつ10本ですかね、植栽をお願いして、5カ年計画でということですが、とにかくぜひこの植栽をしていただくようお願いをしたいと思います。

それと、これも前回も申し上げましたけれども、やはり町木でありますので、この庁舎周

辺、私が思うのは、特に庁舎の北側の駐車場横の植え込みですね、あそこらにもツバキを植栽して、町木でありますよというのを皆さんに十分御理解いただくようなことでの植え込みもぜひしてもらえればと思っております。

それから、先ほどありましたように、御陵ですね、そういうふうな町内の名所と申しますか、そういうところにもぜひ植栽をしていただきたい。これが結局は、そのツバキが大きくなって、ツバキの実がとれるようになれば、ツバキ油の採取につながる。そうすると、これが今、商工会でも取り組んでいただいておりますツバキ油、あるいは化粧品的なやつですかね、そういうことで精製をして販売とかされているのが、もっと数がふえれば、ふるさと納税の返礼品にも十分対応はできまじょうし、また、上峰特産のツバキ油ですよということであれば価値も上がりまじょうし、大いに広がっていくものと思えますし、聞くところによれば、今、ツバキ油の搾るところが大村だったですかね——がされているということを知っていたんですが、つい先日、大村の油を搾るところとお知り合いの方から聞いた話では、今後ツバキ油はいいですよと、そこで搾ったやつは、大体これ名前を出していいかな、化粧品会社の資生堂、あれが全部引き取っていますと。だから、ツバキ油は将来有望ですよという話も聞いた経緯がございました。

ですから、今言う植栽をして、繰り返しになりますが、実をとり、油を搾って、ツバキ油が化粧品あるいは食用にでもずっと広がっていけば本当にいい効果が出てくると思えますので、今後ぜひ植栽の拡大をお願いしたいと思えますので、どうぞよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

鎮西山の管理、植栽等はどうか、要旨の1、キャンプ場のUFOテント等の撤去後はどのように有効利用されるのかということの質問です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項8、鎮西山の管理、植栽等はどうかの要旨1、キャンプ場のUFOテント等の撤去後はどのように有効利用されるのかという御質問にお答えをいたします。

事務局といたしましては、教育財産から普通財産に変更することで利用の幅を広げたいと考えています。以前、活用案を御案内した経緯もありますが、利活用が限られてしまい、有効利用とまではいきませんでした。

壊れて美観を損ねておりますUFOテントと鉄骨の柱だけが残り、危険性のあるテントサイトについて撤去の後、普通財産への管理がえについて協議するとともに、定住化促進に結びつくような有効利用の方法について検討していきたいと思えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、吉田局長から撤去後のことで答弁いただきましたが、確認です。

一応、今現在はまだ教育委員会の所管の場所ではありますが、UFOテント等を撤去した後は創生室に管理は移行するわけでしょう。その辺の確認をちょっとお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

事務局としては、そう考えておるといところを御案内したところです。

手続といたしましては、教育委員会で教育財産からそれを普通財産へ戻すことの協議、それから、キャンプ場の条例がありますので、その条例を廃止する手続等々があります。そして、普通財産ということで協議ができれば、その後は鎮西山一帯として管理をしていただきたいと事務局は考えております。

鎮西山一帯としての管理となると、創生室の管理になろうかというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

いずれにいたしましても、管理の所管がどこに移るにしても、どっちにしたって有効利用をするための協議を重ねられて、その後の利用については皆さんが喜んでもらえるような利用計画を立てていただければと思いますので、よろしく願いをしておきます。

①の項はこれで終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、老木化した桜の更新はどうかという質問でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

大川議員からの御質問で、老木化した桜の更新はどうかということでございます。

鎮西山の桜は、昭和63年から平成3年までに実施された佐賀県生活環境保全林事業にて植栽をされております。

桜の寿命を調べましたところ、ソメイヨシノで50年から60年と書かれてありました。鎮西山の桜は、植樹しておおむね30年を過ぎたところではないかというふうなことで考えておりますので、その本によりますところの50年、60年を引き算しますと、あと数十年は寿命があるのではと思いますが、台風とか病気などで枯れる木もありますので、そのようなときは補植を行っていききたいというふうに考えております。

また、数年前から成人式の記念植樹を鎮西山で行っておられます。その事業に桜の木を植えられたりしておりますので、そういう事業の手助けを受けながら、きれいな桜並木を保全してまいりたいと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から寿命等はお聞きしましたが、実際にやっぱり枯れたやつもあるわけですよ。それと、ちょっと言いましたが、イノシシが体をこすりつけてかどうか知らんけれども、折れてみたり、幹がえぐられたりとか、やっぱりいろいろあるわけですね。

ですから、先ほどの成人式の植樹、もちろんそれもいいです。ただ、それではちょっと間に合わんかなという感じもしますからね、一度、今現在の本数的なことも調査されるなりして、そして、せっかく帯状に桜が満開でとてもきれいだけど、それがぽつんぽつんと虫食いじゃないけれども、抜けるような格好にもなっているわけですよ。

ですから、その辺を一遍調査してもらって、補植をしてもらえれば、なお桜の名所ということが持続していくと思いますので、その辺をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私も鎮西山のほうに何回となく登るんですが、そういったイノシシの被害があっているというのは認識しておりませんでした。

今月末には桜が咲いてまいりますので、桜が咲いた時期に登ってみて、病気をしている桜、そういうものがあれば確認をしてまいって、処分なり補植なりをしていきたいというふうなことで考えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

実は昨日、登って見てきました。そうすると、もう既に桜のライトアップ用にずっと配線もされて、準備をされておりましたので、ああ、早速準備してあるなと思って帰ってきたところでありました。

やっぱり御案内のとおり、あれが一斉に咲いたときはきれいです。そして、ライトアップしたらなおきれいですから、町内外——町外からが結構多いかな、来ていただきますもんですから、なおさら、今後またそういう補植、手入れ等々をしながら、町内外の皆さんに喜んでもらえる場所になるように、これまた施政方針の中にも公園整備、あるいは緑化の推進ということで、皆さんが緑や花に触れる機会をふやして精神衛生の向上に努めたいということもお示しになっておりますから、それに沿ってもそういうこと、今言う植栽等々についてもしていただきたいと思いますので、先ほど課長が言われたように調査すべきは調査をして、対応をしていただくようお願いをして、この項は終わります。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

3番目、要旨の3、ツバキの植栽を考えたらどうかという質問です。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

大川議員からの3項目め、ツバキの植栽を考えたらどうかという御質問でございます。

前回議会でもお答えしましたが、町木、町花は美しい緑の郷土づくり推進協議会にて公募を行い、昭和61年2月26日に制定をされました。

鎮西山は、先ほども申し上げましたとおり、昭和63年に佐賀県保全林整備事業に着手し、同年にはレクリエーション施設整備事業にも着手をされております。平成元年には、村制100周年を記念して植樹祭を催し、平成3年には佐賀県植樹祭を開催するなど、鎮西山では多くの事業を行っているところです。

このような事業が始まる以前より町木、町花ということに決定をされておまして、鎮西山には多くのツバキの木が植栽されております。自生のツバキもあるように見受けられます。

植栽を考えたかどうかという御意見ではございますが、植栽についてはこの程度にして、議員が言われるように、町木、町花はツバキとサルビアということのPRに努めてまいりたいと思います。

私、この答弁書をつくった時点で、前回の御質問がPRが足りないんじゃないかというふうなことで聞いておりましたので、今回こういう答弁をつくっておりますが、先ほど来の御質問の中でツバキ油というふうな御意見もあっておりますが、本当にたくさんのツバキが鎮西山の中、遊歩道付近にも植わっておりますので、その辺でどうだろうかというふうなことで考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

課長が言われるように、UFOテントの周辺といいますか、近くにツバキの木があったのを今回初めて認識しました。というのが、今までは雑草が生い茂って隠れてしまっていたんですよ。ということは、管理をよくしていないということです。されていなかったということ。だからわからなかったけれども、今回、草刈りをされているからやっと、これまた課長から教えていただいたこともあったけれども、結構植えてあるのがわかったわけですよ。

しかし、その手前も雑木がまだ結構あるもんですからね、せっかくならば、その雑木は取り払ってツバキの植栽をふやしていけば、さっきもちょっと触れたように、五万ヶ池の遊歩道沿いにずっとツバキの赤い花が咲いて、これがまた対岸のキャンプ場のほうに行く道からだっただけに見える、ああ、とてもそれはツバキが満開したらきれいだろなということだと思って思えたものですからね、少し植栽をふやしたらどうかというお話をしているわけでありました。

それと加えて、広場の東側の段切りのあそこも、ほかに見たところ、大してないんですよ。今言う段切りしたところの北のほうに、さっきちょっと言ったように平成11年緑の事業何とかという標柱があって、ツバキが10本かもうちょっとぐらいはあったけれども、それ以外は特別これというやつがないもんだから、じゃ、ツバキをあそこにも植えたらどうかなという感じをして、繰り返しになります。それは先々はツバキ油にもつながっていく、上峰の特産物ということにもつながっていくから一石二鳥じゃなからうかという思いがあって、

植栽をということでお願いをしているわけであります。その辺、いま一度いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私は、鎮西山の管理の所管の課長でございますが、鎮西山の状況等がまだはっきりわかっておりません。ですので、議員が提案された部分のところを検証しながら、ほかの木の邪魔にならないような植栽ができるものかということを検証しながら、できるものについては考えてまいりたいと、産業課のお力等もおかりしながらやっていきたいというふうに考えます。以上です。

○8番（大川隆城君）

当然関係各課は連携して協力し合ってやっていただきたいということは、もう言うまでもないことであります。

加えて言いますと、五万ヶ池の周辺も今言う水べたに枯れ木が倒れてみたりとか、雑木が立ったりしているのがあるのも、できれば将来的には整理をしてもらって、そして、この前からお願いしていた南側の土手といいますか、あれもきちんと整備をしてもらえれば、五万ヶ池周辺をぐるっと周回して、桜も見れる、ツバキも見れるというふうになれば、本当に皆さんが行ってみたいなという気持ちに当然なってもらえるだろうと思っておりますので、先ほど課長が答弁いただいたように、今後については全体的、総合的に見直しをやってもらって、ぜひ町のシンボルである鎮西山の一带が皆さんに喜ばれる地区、先ほども言いましたように緑に親しまれる地域ということでの整備をぜひお願いしたいということをお願いいたします。この質問を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（碓 勝征君）

8番議員の質問を終わりました。

次に、1番議員、向井正議員にお願ひいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先週の3月11日で東日本大震災発生から5年を経過しました。亡くなられた方が1万5,894名、行方不明の方がいまだ2,561名いらっしゃいます。改めて亡くなられた方の御冥福と行方不明の方の発見、被災地の早期復興を願うところでございます。

それでは、通告に従いまして、大きく4つ質問させていただきます。

まず1つ目に、空き家対策についてでございますが、現在、全国には820万戸の空き家が存在し、これからもふえていくと見られております。各自治体も空き家等の有効活用対策を進めておりますが、この件に関しましては、昨年、今後の計画等も伺っておりますので、1点目に、現在の空き家状況についてお伺ひいたします。

2点目に、空き家対策の基本となりますデータベース作成についてお伺ひいたします。

2つ目に、2016年より企業版ふるさと納税が導入されるのではとのことですが、その概要についてお伺いいたします。

3つ目に、町の活性化についてでございますが、1点目に、総合戦略のほうでも示されておりますが、鎮西山のトレイルランニング計画についてお伺いいたします。

2点目に、東部工業団地入り口でございますグラウンドの使用についてお伺いいたします。

最後に、最近、巧妙な手口による特殊詐欺被害が後を絶ちませんが、町としての被害防止対策についてお伺いしたいと思います。

以上のことを質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（碓 勝征君）

1番向井議員の質問です。1つ目、空き家対策について、要旨1、現在の空き家の状況という質問でございます。執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

1番向井議員の御質問でございます。

質問事項1、空き家対策についてということで、要旨の1、現在の空き家の状況はということでございます。回答を述べさせていただきます。

空き家対策の状況について、前回の調査、平成24年9月区長例会以降、2年経過をしておりますので、このことは前回議会等でも御答弁を差し上げたところでございます。平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえまして、区長会へ説明会をまず実施いたしております。現時点での区長さんのわかる範囲で、まず調査を行っていただいたところでございます。現在掌握した空き家の件数は――失礼しました。平成27年10月区長例会におきまして空き家調査を依頼いたしました。現時点での区長さんのわかる範囲で調査を行ってらっております。今現在掌握した空き家の件数は、前回より50件増の101件という件数を把握したところでございます。町内の空き家の問題といたしましては、事例といたしまして、例えば、九丁分地区からではございますが、空き家管理がなされていない空き家だけではなく、敷地の樹木等の繁茂、また、ブロック塀等の崩壊の危険等の報告とかもあっております。所有者等に協力依頼を行い、承知を得て、地区で対応をお願いしているという状況等々もございます。

また、対策の進捗状況といたしましては、県での担当者会、または鳥栖市、基山町、みやき町、吉野ヶ里町の1市4町で勉強会をつくりまして、勉強会を重ねて対応の検討を行っているところでございます。平成27年度中に空き家対策協議会を設置するというを前回申しておりましたが、そういった協議会の中で空家等対策計画の策定を1市4町あわせていくということも内容の中に出ております。そういったことも踏まえまして、まだそこまで至っていない状況等もございます。

今後は近隣市町との協議、または動向を見ながら、まず協議会の発足に向け、体制をス

ピード感を持って整えていきたいというふうな考えを持っております。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

今現在の空き家状況を報告いただきまして、101件ということで、前回の調査より50件ほどふえているわけですが、その中で、状態の悪い空き家と申しますか、特定空き家に該当する空き家は何件あるのか、教えてください。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。先ほど申しました空家等対策特別措置法に関連いたしません特定空き家でございます。

基本的に特定空き家としての認定をするということをまず協議会に図る必要が当然ございます。ただ、私たち担当のほうでも、区長様から上がってまいりました101件につきまして全件、私たち職員が目で見ているところでございます。それとか、区のほうからもやっぱり危ない空き家であるということで、特定空き家に該当しないかというような推測をされる空き家というのが現在把握されているところでは5件程度でございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

そうしましたら、前回から特定空き家というか、状態の悪い空き家に関しましてはふえていないということなんでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

前回、26年調査のときにも5件でございました。今回、危険空き家の説明会も区長例会等でもいたしまして、区長さんにもそれなりの認識をしていただいております。その中で上がってきている分は、幸いにして前回と変わらない5件ということでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この特定空き家に関しましては、協議会の云々ではなくて、国のほうで特別措置法で、何と申しますか、条件と申しますか、倒壊の危険のあるものとか、ごみの放置、衛生上有害なものとか、著しく景観を損なうもの、周囲の生活環境の保全とか、そういった条件が出されておりますので、そういった国交省の定義に沿って、処分の仕方も特別措置法にちゃんと示されております。だから、これは行政の判断でいろいろ進めていかれるべきだと思うんですが、協議会も関係あるんでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員さんの先ほどの御質問でございますが、先ほど私は協議会のほうにもかけていくということを申しました。その協議会のほうにかけていくという意味でございますけど、空家等対策特別措置法、これによって特定空き家というのは、議員言われたとおり、注意であ

るとか、次は勧告、それから命令と、最終的には代執行というところまで持っていけるというふうに法律上はなっております。しかしながら、私も新聞、ニュース報道等も見まして、今、全国で代執行を行われたところが東京都の江東区で、このごろ、ほんの先日、10日ほど前のニュースでじゃなかったかと思えます。1件、代執行が執行されております。

代執行されたのはわかるんですけど、そういったときに、例えば、特定空き家で代執行まで求められると。注意とか勧告で済むということが一番いいことではございますが、例えば、所有者の状況調査とか、それと、特定空き家として町のほうで代執行をやった場合に、例えば、あとの財産の問題であるとか、そういったところまで把握をする必要性もあります。ですから、そういった専門的な調査をしていただく機関としまして、協議会、要するに不動産鑑定士であり、司法書士であり、例えば、弁護士であったりというような専門の方々もその機関の中に入って、行政と一緒になしまして判断をしながら、そして進めていきたい。当然、スピード感を持って進めていくべきことではございますので、そういったところも判断して、当然、地元の区長様たちとも協議しながら判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この特定空き家に関しましては、私、昨年の定例会でも申し上げましたが、やっぱり所有者の特定もできているかと思えますので、所有者の方みずから改修、撤去等をしていただくよう働きかけていってもらいたいと思えますが、撤去とか改修とかなりますと、やっぱり金額的にも費用がかかってくると思えますので、その辺の負担軽減について、何か補助金等のお考えはいかがなんでしょう。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。

現在のところ、撤去費用等々、かなり100万円単位、何百万円単位というお金が実際かかってくるというのは存じ上げているところでございます。その中で、今、国交省の空き家対策関係で住宅の解体費用の補助というのが国の補助金の中にあります。そういった分を今後研究しながら、空き家対策に対して解体費用の助成として使っていけないかどうか、またはどのくらいの費用助成ができるものかどうかをちょっと勉強、研究させていただいて、そして、一般財源からの負担となりますと特定されてしまうところもございますので、当然、個人の所有物ということがまず前提でございますので、個人さんに払っていただく、これが前提かと思えます。だから、そういった中でも、こういった補助があるからちゃんと整理をしてくださいというようなことが促せるような御回答が所有者の方にもできるような体制づくりを今後も考えていきたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○1番（向井 正君）

これは前回だったと思えますけど、福島課長のほうから撤去の際は補助事業等を考えてと

いうお話があったので、ちょっとお伺いしただけで、この特定空き家に関しましては、近隣の住民の方々にとっても安心とか安全な生活が損なわれるおそれが多分にございますので、皆さんの安心・安全のためにも、環境づくりのためにも対応をお願いしたいと思います。

この項は終わります。

○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

要旨2、空き家のデータベース作成はという質問。

○住民課長（福島敬彦君）

続きまして、1番向井議員の御質問でございます空き家対策について、要旨の2、空き家のデータベース作成はという御質問でございます。先ほどにも当然にして関連をしております。そのことについて答弁させていただきます。

空き家対策についての空き家のデータベース作成についての御質問でございます。現在、先ほど来申しました区長さんの報告をもとに、報告が上がっております空き家を環境系の職員と私と全戸を見て回り、確認を行ったところでございます。101件のデータに番号を付番いたしまして、パソコンファイルにまとめまして、あわせて、やはりそのときの状態写真というのが当然必要になってまいりますので、状態管理をするために、写真管理を含めてデータベース化を現在行っているところでございます。

内容につきましては、地区ごとにまとめまして、外観の写真と住所、所有者、または管理者、それに構造、実際、維持管理をされているかどうかの有無等を個別にデータ化しているところでございます。区長さんからいただいたデータにおきましても、その後に売買の発生、それから賃貸等、日々変化していくのが現状でございますので、常に新しいデータ更新を行うために追跡調査を行い、このデータをもとに、特定空き家の対策につきましては、特定空き家の認定ということで協議が必要な分については、重要案件といたしまして協議していき、または利用可能な空き家におきましては有効活用を目的とし、空き家バンク制度等を立ち上げて、先ほど来いろいろな場面で出てまいります定住促進の一つの材料として進めていきたいというふうに思っております。

上峰町は幸い数といたしましては佐賀県内でも少数でございましたが、全国的に見れば空き家率は13.5%（平成25年総務省の住宅・土地統計調査）と多くなっております。県内の他市町では件数が多いために、来年度、平成28年度に予算をつけて調査を民間委託し、データベース化するという方向となっているのが実情ということでございます。

今後もしできる限り最新データの更新に注視し、所有者の意見の確認なども詳細に行い、場合によっては民間業者との連携も視野に置き、データベースを有効活用として利用していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

説明が余り詳しくて、ちょっとわかりづらかったんですけど、福島課長の昨年の答弁で、昨年末までに仮の空き家データベース、これは区長さんたちに調査していただいたものをデータベース化するということがあったんですけど、その後、空き家等対策協議会を立ち上げると伺っておりましたけど、その協議会は発足されたのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。

27年の恐らく第2回目で御質疑いただきまして回答したと思います。27年度中に協議会を立ち上げるという予定でございましたが、協議会は今のところはまだ立ち上がっておりません。28年度中には一応計画として立ち上げていきたい。近隣市町を見ましたら、1市4町で勉強会等を今やっているところがございますけど、近隣市町が29年度に協議会を立ち上げるというふうな考えをお持ちなところもございます。要するに1市3町でございますが。そんな中、うちのほうは28年度にできるなら協議会を立ち上げたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この協議会は、上峰町独自の協議会だと思っております。

そうしましたら、協議会さんの構成メンバーなんですけど、それはどういったメンバーで構成されるのか。例えば、武雄市の例でございますが、委員さんの中に消防関係とか区長会、司法書士会とか、あと、警察、土地家屋調査士、宅地建物取引業などの代表の方が入られて対応されているようです。上峰町も今後、空き家バンク等の計画もされておりますし、そういった総合的にいろんな問題に対応できるメンバー構成が必要かと思うんですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

議員にお答えいたします。

協議会のメンバーでございます。先ほど議員おっしゃられたとおり、武雄市さんのメンバーを私も拝見しております。そんな中、当然、上峰町としましては、やはり上峰町独自の構成ということも考えていっていいのかなというふうには考えております。その中で、やはりどうしてもつけられない方というのが、例えば、不動産鑑定士、特定空き家等を認定していただく、見きわめていただく方、または相続の関係が出てまいる可能性もあります。そういったところで司法書士とか、それと、危険空き家としての関連におきまして防犯面からの警察の方とか、そういった方たちは私どもも協議会のメンバーとしては必須であろうということではあります。

それと、先ほど有効利用の面、空き家バンクの面も申しましたけど、空き家バンクの面に関しましては、当然、地元の不動産業者さん等々のお力等もかりながら、またこの辺のところは特定空き家とは切り離れたところで、民間活力の利用と申しますか、そういったところを利用して今後整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この空き家に関しましては、これからますますふえてくると推測されておりますし、多分ふえていくと思いますので、空き家の計画書策定をされて、それに沿って空き家対策を進めていただいて、移住、定住その他の利活用につなげられるよう対応をお願いしたいと思います。

この項は以上で終わります。

○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、これをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。終わります。

午後4時52分 散会